

目 次

令和4年9月21日（水曜日）

議事日程（第2号）

開議（午前9時30分）	5 2
付託議案について各常任委員会の審査結果報告	5 2
（総務建設常任委員会）	5 2
（教育民生常任委員会）	5 4
委員長報告に対する質疑	5 5
（総務建設常任委員会）	5 6
（教育民生常任委員会）	5 6
一般質問	5 6
3番（大野一行君）	5 6
4番（鈴木美香君）	6 7
休憩（午前10時48分）	7 5
再開（午前10時55分）	7 5
6番（三木俊明君）	7 6
7番（濱野良一君）	8 5
休憩（午前11時54分）	9 3
再開（午後1時00分）	9 4
2番（井藤茂信君）	9 4
1番（小川務君）	9 7
8番（福本耕太君）	1 0 0
討論、採決	1 1 5
（議案第1号～議案第3号、議案第5号～議案第6号）	
議員の派遣	1 1 9
閉会中の継続審査申出	1 2 0
閉会中の継続調査申出	1 2 0
閉会（午後2時18分）	1 2 1

令和4年9月21日（水曜日）午前9時30分開議

1、出席議員

1番（小川務君）	2番（井藤茂信君）	3番（大野一行君）
4番（鈴木美香君）	5番（福本達雄君）	6番（三木俊明君）
7番（濱野良一君）	8番（福本耕太君）	9番（川本貴也君）
10番（井上正清君）	11番（木場隆司君）	12番（高橋正博君）

2、欠席議員なし

3、欠員なし

地方自治法第121条による出席者

町長（岡野能之）	教育長（港育広）
副町長（山本浩司）	参事兼企画財政課長（鳥井基史）
総務課長（笹山恵子）	税務課長（渡辺志保）
健康福祉課長（石床勝則）	住民環境課長（堀康晴）
建設課長（濱口浩司）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	出納室課長（須浪美香）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（宮原正行）
企画財政課長補佐（中村友幸）	総務課課長補佐（山本詳司）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝恵吾） 書記（三浦博樹）

議事日程 第2号

別紙のとおり

○議長（高橋正博君）

傍聴席の皆さまにお知らせします。

6月定例会より議会の録画配信を実施しております。受付で説明がありましたとおり、映像に映り込む場合がありますので、ご了承の上、傍聴いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症防止のため、議場内でのマスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いいたします。なお、発言の際にはマスク着用のまま、ゆっくりと明瞭に発言していただきますようお願いします。

開議

○議長（高橋正博君）

ただ今の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入る前に訂正がございます。9月14日の本会議において、日程第28、議案第4号 令和3年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてと申し上げましたが、日程第7の誤りですので、訂正させていただきます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（高橋正博君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、付託議案についての各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長は欠席であったため、副委員長が代わって報告いたします。

○議長（高橋正博君）

総務建設常任副委員長 濱野良一君。

○総務建設常任副委員長（濱野良一君）

おはようございます。

総務建設常任委員会の報告でございますが、委員長が当日ご身内のご不幸があつたため、委員会を欠席されておりました。委員長に委員長報告を確認して

いただき、私を指名していただきましたので、私のほうからご報告をさせていただきます。

当委員会に付託されました一般会計補正予算及び条例関係議案について、9月14日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について所管課ごとに要点を報告させていただきます。

まず、総務課より議案第1号の所管部分について、管財事務費の需用費 670万5千円は、庁舎等の電気料上昇による不足見込み分を補正するもの。

工事請負費 539万9千円は、東洋紡跡地整備工事として、老朽化したコンクリート塀の撤去工事および転落防止フェンスを設置するもの。

防災行政無線費 123万2千円は、豊島の壇山にある防災行政無線中継局設備を修繕するもの。

臨時特別給付金事業費 5930万円は、令和3年度の実績による国庫補助金の不適用額を返還するもの。

常備消防事務費 309万2千円は、常備消防に係るコロナ対策用品等の購入費および来年度より予定している豊島に配置される消防職員に係る救急資材等の準備に対する負担金。

非常備消防費 200万円は、消火訓練のための模擬家屋設置及び処分の委託料で、全額国費を充当するとの説明がありました。

委員から、「電気料について、これまでの契約電力会社の契約が安かつたことも理由なのか」との質問があり、それも1つの要因であるとの回答がありました。

次に、条例議案について説明があり、議案第5号「土庄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」は、個人番号の独自利用を行う事務等を追加するもの。

議案第6号「土庄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、職員の育休をより柔軟に取得できるよう改正するものと説明がありました。

次に、建設課より議案第1号の所管部分について、町道維持管理費 132万円は、町道2路線の修繕費。

町道新設改良事業 229万8千円は、1路線の改良工事および1路線の舗装工事等を行うもの。

自然災害防止事業 100万円は、新開川整備の仮設鋼矢板埋戻しに要する費用。

港湾施設維持管理費 24万2千円は、江島港の護岸改修費、民間建築物耐震対策支援事業 309万円と民間住宅耐震化リフォーム支援事業 60万円は、助成件数の増によるものです。

雑入で、違約金 7073万円は、沖之島離島架橋事業の官製談合事件に伴う違約

金を一般会計に繰り入れするものと説明がありました。

次に、農林水産課より議案第 1 号所管部分について、農業委員会事務費 56 万 8 千円は、タブレットの導入経費で、農業振興費、林業振興費、水産業振興費の原油価格高騰対策緊急支援事業、計 1162 万 4 千円は原油価格の高騰による影響を緩和するため、一定の燃料費を使用した事業者に対して燃料購入費を補助するもの。

林業補助事業 82 万 5 千円は、森林整備対策として、森林環境譲与税を活用し、土庄町森林組合に対し機器購入費を補助するもの。

唐櫃漁港海岸整備事業 1300 万円は、唐櫃漁港の高潮対策に加えて地震・津波対策などに対応するため、ボーリング調査の追加経費を補正するものとの説明がありました。

委員から原油価格高騰対策緊急支援事業について、幅広く周知してほしいとの意見がありました。

次に商工観光課より、議案第 1 号の所管部分について、コロナ禍における事業者支援として貨物自動車運送事業者等支援事業 2200 万円と販路開拓支援事業に 650 万円を増額補正するもの、観光団体・イベント助成事業 250 万 4 千円は、地域一体となった観光地の再生観光サービスの高付加価値事業を行うものとの説明がありました。

以上、各課から報告を受け審査した結果、委員から議案第 1 号の商工観光課所管部分および議案第 5 号の総務課所管部分について反対がありましたが、採決を行い、賛成多数により本委員会として、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務建設常任委員会へ付託された審査内容の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長 木場隆司君。

○教育民生常任委員長（木場隆司君）

おはようございます。

当委員会に付託されました各会計補正予算の議案について、9月 14 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、所管課ごとに要点を報告させていただきます。

はじめに、教育総務課より議案第 1 号の所管部分について、公立認定こども園維持管理費 314 万 6 千円、小学校維持管理費 545 万 7 千円、中学校維持管理費 473 万 2 千円、中央学校給食センター維持管理費 125 万 1 千円は、いずれも 4 月以降の電気料高騰による不足見込み分を補正するものです。

また、四海こども園建設事業では、取り壊した園舎の水道引き込み管の撤去

工事を行うものと説明がありました。

次に、生涯学習課より議案第 1 号の所管部分について、公民館維持管理費 174 万円は、中央公民館 1 階事務室の間仕切り壁設置費用と消防用設備修繕費、エアコン 1 台の備品購入費、また、中央図書館維持管理費 34 万 6 千円は、自動ドアの修繕費と小豆島ライオンズクラブ等からの寄付金 14 万円を図書購入費に充当するもの。

体育施設維持管理費 1057 万 2 千円は、体育施設の電気料不足分と戸形公民館と渕崎体育館の修繕費との説明がありました。

次に、健康福祉課より議案第 1 号所管部分について、感染対策用品等の購入費を補助する事業、計 780 万円とコロナ禍における物価高騰対策として、かかり増し経費を補助する事業、計 611 万円は、福祉施設等 39 事業所に対して補助を行うものです。

また、新型コロナワイルスワクチン接種事業 4326 万 8 千円は、オミクロン株対応ワクチンの追加接種に係る費用で、財源として国庫負担金と県補助金を充当するものです。

次に、議案第 2 号 国民健康保険事業特別会計の補正は、電算システム改修費、新型コロナワイルス感染症に感染し、または同感染症が疑われる被用者に対し支給する傷病手当金およびやすらぎプラザの電気料等で、財源として県支出金および一般会計繰入金を充当するものとの説明がありました。

また、議案第 3 号介護保険事業特別会計の補正は、国、県、支払基金からの負担金等の精算に伴う返還金であるとの説明がありました。

次に、住民環境課より議案第 1 号の所管部分について、個人番号カード交付事業 117 万 2 千円は、マイナンバー事務に従事する会計年度任用職員 1 名分の経費、環境対策事業 130 万円は、琴塚地区の危険空き家撤去助成金となっており、二酸化炭素排出抑制対策事業のマイナス 500 万円は、今年度、公募がないため事業費を減額するものとの説明がありました。

以上、各課から報告を受け、審査した結果、委員から議案第 1 号の住民環境課所管部分について反対がありましたが、採決を行い、賛成多数により本委員会として原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

これをもちまして、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（高橋正博君）

これより、各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

一般質問

○議長（高橋正博君）

日程第2、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては簡潔・明瞭に答弁いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

3番、大野です。令和4年度の9月土庄町議会の質問をいたします。

まず第一に、町が土庄土地開発公社との間で先行取得を行った、ごめんなさい、土庄町小部字、この土地、通称灘山の土地についての質問をいたします。

まず1つ、町が土地開発公社との間で先行取得を行った取得年月日、使用目的、現在に至る経過についてお伺いいたします。お願いします。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の灘山の土地につきましては、ごみおよびし尿に係る一般廃棄物処理施設整備事業用地といたしまして、町が土地開発公社に先行取得を依頼し、平成23年5月13日付で、町と公社間で先行取得に関する契約書を締結するとともに、町議会において債務負担行為の議決をいただいております。

しかしながら、その後、当該土地に係る採石事業の廃止や法面是正や緑化計画について、香川県との協議が難航し、進捗がないまま現在に至っております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

今までのこの間ですね、およそ10年ぐらいになりますか。さまざまなアプローチがあったと思うんですが、たぶん議会からも質問とか、あるいはこの土地をどう是正するのか、その経過もご説明願いたいと思います。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

まず、アプローチにつきましてですが、土地交換等の協議につきまして、平成25年から26年にかけて用地の売り主と採石区域外の別の土地との交換について協議がありました。

また、令和元年から2年にかけても同様に協議をいたしましたが、不調に終わっております。

また、今までの経緯でございますが、今まで未使用となっている理由につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、当該土地を利用するためには、採石事業の廃止手続きに加えて、法面是正や緑化等の措置が必要とされておりますところ、多大なコストをかけて、これらのことを行なうのは不可能でありますことから、これまでも、採石事業者等と協議を行うなどしてきたものの、残念ながら現実的な解決策を見いだすに至っていないことによるものです。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

とても分かりやすい内容でした。ということは、この長い間使えない土地が、さまざまな事情があって使えなくなった土地が、この平成25年、あるいは令和

2年に交換のチャンスがあったわけです。そのとき、なぜ交換、うまくいかなかったのか少し説明お願いします。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

売り主と、土庄町としまして協議をさせていただきましたが、双方の信頼関係を築くことができなかつたために、まずこのことが成立いたしませんでした。

また、平成25年から26年にかけましての交渉におきましては、購入後ということもございまして、土地の評価額が下がることを考えますと、それが、交換が適切であるかどうかということを思案いたしまして、それが適切ではないと判断いたしましたので、交換をすることができませんでした。以上です。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

この令和2年度の私の知っている調査の範囲では、前三枝町長最高責任者が、その場に顔を出さなかつた。いろいろ調査しますと、最高責任者がこの令和2年度、たぶん出掛けられてきちつと話し合いをすれば、話がうまくいったのではないかというふうには思っています。たいへん答えにくいと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

正直申し上げまして、その可能性があつたのではないかと感じておりますが、双方の不信感が非常に強いものでございましたので、どうなつたかといいますのは、非常に難しいところではあろうかと思います。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

私の調査と大体一致をしているわけです。今、町民の皆さんもお聞きですから事実をとりあえず明らかにしたいということなんですね。この土地は随分長いこと放置されてきて、努力はされたという関係がありまして、努力は間であつたんですが、交換のチャンスもあつた。

それからもう1点、前三枝町長のときに、この土地を裁判にかけたというのが新聞にておりました。時間の関係で結果だけ申し上げます。裁判の内容は、

返せと、土地を返せかお金を返せなんですが、これは先ほど課長おっしゃったように正式に議会を通ってますから、まず裁判で勝てない。はっきりしていることを、前三枝町長はパフォーマンスのために裁判してる。その裁判費用は200万、町民の税金から使ってるわけです。こんなことはあってはならないと私は思って質問をしています。

私が思うのは、このような前三枝町長の負の遺産、これはできるだけ速やかに解決しないと、今触れてませんが土庄町にとって大きなマイナスになるわけです。そういう意味で今回、私議員になりましたので、前から疑問であったこの灘山の土地、金額も相当かかるわけですが、放つといたら放つとくだけ、結果的には町民にマイナスになるわけです。

この際、町長も変わられました。前任者も心ある町民の皆さんのが投票しなかった。その結果、新しく出発するわけですから、何としてもこの土地を、さまざまな方法できちっと清算をするということが、たいへん重要であろうというふうに思います。

まず課長、このへんいかがお考えでしょうか。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、この土地に関しましては、どのような方法を取るか、このままにしておくわけにはいかないとは十分感じております。その方法につきましては、私の一存ではなく、執行部全体で考えていきたいとは思っております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

この質問の最後ですね、念のために副町長にお伺いします。再確認のために、この、前三枝町長の負の遺産は、速やかにできるだけ早く整理をして、すっきりとしなかったら、さっきおっしゃったように一致してますから、どうお考えでしょうか。お答えください。

○議長（高橋正博君）

山本副町長。

○副町長（山本浩司君）

大野議員の今後の町の考え方についてのご質問にお答えいたします。

率直に申し上げて、現時点において具体的な活用方法を見いだすのは、困難であると申し上げざるを得ません。しかしながら、将来的には、例えば採石事

業が再開されるなど、当該土地を巡る情勢の変化、区画形質の変更などが生じた場合には、新たな展開を見いだせる余地があるものと考えております。

いずれにいたしましても、土地開発公社が先行取得したままの状態では、いかなる進展も望めませんことから、町として、何らかの方策を講じなければならないというふうに考えております。今後の町の対応につきましては、さまざまな観点から議会にもお諮りさせていただきながら、慎重に検討してまいります。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

この懸案の灘山の土地です。今、課長も副町長もほぼほぼ質問者の私と同じ考え方でございますので、改めてきちっとできる限り早く清算をしていただきたいと希望してこの質問は終わります。

続きまして、南海トラフ大地震について、東南海地震、ここに書いています。おそらく、30年以内に起こるであろうということで、各地方自治体もさまざまな施策を順番にしておるのも耳にしております。

そこで、もう1点、すいません、高潮対策は、かなり行政の努力で進んでいるところも評価はしております。しかし、つい昨日、一昨日ですか、大きな台風がきました。幸い、そう大きな問題がなかったので、ちょっとほっとはしますが、これから、かなり大きな災害も予想されますし、南海トラフ地震は、かなりの規模と言われています。行政は、さまざまな施策をしなきやならないので、たいへんなのは分かってます。その前提で申し上げます。予算もない、なかなかないということも合わせて、分かっている上での質問でございます。

まず、この対策としては、ハードの面とソフトの面がございまして、これは専門家の皆さまのほうがよくご存じだろう。

まず、ハードの面で申し上げると、土庄町の場合はたぶん農水課、建設課、そして総務課にわたっているだろう。まず、今現在で分かってる範囲で、農水課の対応お聞きしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

農林水産課長 塩見康夫君。

○農林水産課長（塩見康夫君）

大野議員の質問にお答えいたします。

農林水産課所管につきましては、大地震における災害対策について、農林水産課の取り組みとしましては、ため池の決壊等に備え、ため池ハザードマップを作成し、町のホームページへ掲載するとともに、自治会を通じて各戸に配布しております。

次に、漁港海岸等につきましては、今年度から豊島、唐櫃地区の海岸で地震・津波対策を盛り込んだ、堤防のかさ上げ工事を予定しており、9月補正に計上させていただいておるところでございます。

次に、国等の補助金につきましては、ため池ハザードマップの作成には、国の補助金100%を活用しております。

漁港および海岸施設の地震津波対策には、数種類の国および県の補助メニューがございます。補助要件、補助率を精査しまして、有利な補助事業を活用したいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

続きまして、建設課の関連のお答えをお願いしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

大地震における災害対策につきまして、建設課の取り組みとしましては、まず、民間建築物、耐震対策支援事業がございます。

これは、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた民間建築物に対し、耐震診断および耐震改修に係る費用の助成を行うもので、平成23年から令和3年までの11年間で、耐震診断34件、耐震改修18件の支援を行いました。

また、令和元年から道路等に面した危険なブロック塀等の撤去補助を行う民間危険ブロック塀等撤去支援事業も行っており、令和元年から令和3年までの3年間で68件の支援を行いました。

なお、津波対策につきましては、香川県が平成27年3月に策定した地震津波対策、海岸堤防等整備計画に基づき、現在、第1期計画、平成27年から令和6年までの10年間として、県のほうが、土庄港や伝法川の堤防のかさ上げ工事などを実施しております。

そのほかに、建設課所管の港湾および海岸施設につきましては、港湾施設維持管理計画および港湾海岸施設長寿命化計画を策定しており、これらの計画に基づき、適切な維持管理および施設の修繕に努めております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

たいへん分かりやすく説明いただきました。

日々の仕事ですので、まして予算の関係がありまして、なかなか大変ではありますけれども、行政としては今後もますます精いっぱい努力をしていただきたいというふうに思います。

そして、総務課に質問です。

総務課は、ソフトの面とハードの面でお伺いします。まず、このさまざまな災害に対して、行政としては最重要課題は何か一言お聞きしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

総務課としては基本的にはソフト事業のほうに取り組むことが多いということでおざいますが、最重要課題といたしまして、土庄町におきましては、大きな災害のときには、土庄町防災計画を定めております。

その中には一般対策編、地震対策編、津波対策編の3編構成としておりまして、この計画は毎年度更新しており、土庄町防災会議において関係各機関と情報共有を行い併せて研修等を実施しております。

大地震等の災害発生時には、この計画に基づき、全庁一丸となって住民の皆さまの命と生活を守り、速やかな災害復旧に向けて取り組むこととなります。災害対策には行政のみならず、消防団や医療機関などの関係機関の協力はもちろんのこと、住民の皆さんによる自助、共助の体制づくりが欠かせないことから、自治会等の協力を仰ぎながら、さまざまな災害を想定した防災訓練を実施していくとともに、自主防災組織の充実も図ってまいりたいと考えているところでございます。

同時に、町職員に対する研修も継続的に実施し、災害対策本部要員としての資質、能力の向上を努めてまいっているところでございます。

先ほど申し上げた最重要課題ということは、住民の皆さま方、関係機関、そして行政とのコミュニケーションを十分に醸成し、大きな災害に対しても一丸となって取り組むことのできる体制をつくることであると考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

総合的な答えをいただきました。

一言で言うなら、いかなることがあっても、まず、町民の命を守る、このことに尽きます。これはいつも念頭に置いていただきたい。それをどうするかということで、さまざまな取り組みをされているということも分かりました。で

すから、第一義的には、基本は町民の命を守るという表現すれば、この一言に尽きると僕は思ってます。なぜなら私、豊中市の災害要員でしたから、それに淡路・神戸大震災ボランティアで職員連れて行きました。全くのボランティアです。現場へ行きますと、よくわかるのは、これすごく頑張って、7月号（広報とのしよう）に出てます。これも大事なんです。しかしながら、実際は、ほとんど近くで逃げてます。

神戸もたくさん大きな場所あるんです。そこはほとんど災害用品早く届く、援助用品、食べ物。ところが、神戸行きますと、ほとんど近くで、あんだけ平面であっても、ほとんど近くでテント張ってる。私たちはそこへ重点に、多分そうだろうと。1番、行政が手が回らないところに行つたわけです。

それを実感した、そういう意味では土庄町も大変ですけれども、私見から申し上げますと私ずっと今回ってます。毎日のように。分からないので、勉強します。知見からすると、お年寄りが多いので、まず、土庄の公民館までおりてくる、あるいは地域の下の公民館においてこれるかということも考えていただきたい。できたら近くの自治会館、あるいは公民館であろうと。

ところが、この地域の公民館は歴史を調べますと、地元が3分の1負担します、過去は。それは、過去の歴史は、その地域の交流の場であったり、それから、いろんなさまざまな地域主体の人たちが使ってた。

しかし、今の時代は行政の責任で、安全のための公民館になってるんです。ですから、予算のないのは分かってますが、さまざまな工夫されながら、例えばその辺のところ、公民館が古い順番とか、せめて、そのことを考えておられるのか、地域の災害時の逃げる場所ですね、その辺はどうなってますか。すみません。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

大野議員の再質問にお答えいたします。

大野議員がおっしゃった自治会館など、地区の公民館といわれるところでございますが、そこを避難場所として利用するということでございますが、災害発生時の避難所にはそれぞれの災害に応じて、指定避難所および指定緊急避難所が指定されており、これらの避難場所は大野議員のおっしゃるとおり、町有施設となっております。

今、大野議員がおっしゃいました自治会などの避難所は、地域の避難所として自治会等がそれぞれ災害時に自主的に運営し、運用してくださるものでございます。この地域の避難所場所の運営等については、今後ですね、総務課のほうからも取り組んでまいります自主防災組織等において、その運用等をご検討

いただき、共助として地域において運営していただくものとなっております。

また、今おっしゃいました老朽化している自治会館等につきましては、あくまでも地域のコミュニティーの自治会館というものは、それぞれの自治会において設置しているものでございます。

しかしながら、自治会だけに頼るということではございませんので、建て替えや修繕等に必要な経費等にいたしましては、コミュニティーの助成金などの活用ができる場合もございますので、そういった場合には、総務課のほうにご相談いただければ、それにふさわしい補助金等検討して、活用してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

さまざま大変なんんですけど、本当にそれ前提で申し上げます。

ただ、できるだけ、取りあえず、それができなきや駄目なので、どの地域の公民館が古くて耐震性がないのか、自治会館とか、取りあえずまず調査が必要ですので、動きようがありませんので、その辺の調査も、これは、お願いを申し上げたいと、答えはいりません。努力して調査して、まず調査しないと現状つかめないので、まず、行政のほうが主導権を持ってしていただきたい、その義務があると思っています。

確かに自治会館は、その自治の人たち、運用はいいんですけど、骨組みのところは、やはり行政が関わっていかなきやいけないだろうと、そういう答弁だったとも思います。それは意見だけ申し上げておきます。

少し、他府県関連の自治体の見ますと、例えば、民間の協力を受けています。「高いビルの屋上に逃がしてくれ」と、事前に話し合ってます。それからコンビニ、起こる前に事前に、「何かのときには出してくれ」と、これやってます。さまざまな取り組みをしてます。これは、お金が取りあえず要らないんです。

そこの意識があればそういう協定を結んで、いざとなったときに、第2次の自分で3日間持ってても4日目なくなるかもわからないというのは、ほかの自治体が想定しているわけです。それ取り組んでます。

例えば、小豆島で申し上げるとホテルですね。安全なホテルが、多くの人がおります。あの掌握がしやすい。それと参考に申し上げますが、私、昨日もある建設会社回ってまして、切実な声聞きました。土庄の場合は、例えばその建設会社は、県との協定ができるんです。道路が傷んだと、木が倒れた。これは、県の道路であれば行ける。町道がほとんどですよね、生活道路。町道で、過去にちょっとそういうことがあって、これこのままほつといいいのかということも、いろんなことが想定されますので事前に建設組合と話し合いをして、

速やかに、孤立しないように、せめて物資が運べるぐらいの、道路にするとか、何かもっと広い、視野に立っていただきたいかなというふうには思います。これ宿題として考えていただきたいですが、お答えあれば。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

大野議員の再質問にお答えいたします。

先ほど大野議員がおっしゃったコンビニとかスーパーと、また医療機関、フエリー会社等の物資の輸送、当課の関係につきましては、今おっしゃられた、先行自治体と同様、土庄町のほうも協定を結んでおります。

建設会社のほうは、今ちょっと細かい協定の内容のほうの資料を持っておりませんので、具体的にこの場ではお答えしかねますが、もし、現時点ではないようございましたら、また今後検討してまいりたいと考えますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

ぜひ、そのことも併せてお願いしたいと、さまざまなことを想定していただきたいというふうに思ってます。

それから、先ほど申し上げました、指定の避難場所以外のホテルとの提携等も含めてですね、とにかく町民の命を守るために、極端に言えば「何でもする」、この姿勢が行政にはとても必要で、こういうことは、当面の予算が要るわけではありませんから、発想する、広く発想する。広く網をかけるという発想が大事であろうというふうに、皆さん、専門家に対して、誠に申し訳ないですけれども、そのように、まず、町民の命を守るためにどうするのか、ということから、いろいろ今頑張っておられますけれども、より一層、頑張っていただきたいというふうに思います。

続いて、新型コロナウイルスの感染症対策について、もう今文書を出してますから、ご答弁をお願いしたい。時間の関係で、お願いします。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、感染症法による2類型に指定され、国において新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されております。

国の政府行動計画やガイドラインの方針により、県は実情に応じた対策を実

施しており、町といたしましても対策本部を設置し、国・県等の要請に応じ、適宜協力しております。

新型コロナウィルス感染症第7波については、全国的に、新規感染者数は減少に転じているものも、高い感染レベルを継続しています。このような状況の中、最近の動向といたしまして、国は、感染者の療養期間を短縮するとともに、全数把握を、簡略化を導入することとしている一方、香川県は、県内全域を対象としたBA5対策強化宣言を9月25日まで延長するなど、オミクロンの特徴や感染状況に応じて、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る方針のもと、さまざまな施策が展開されているところでございます。

土庄町としましては、感染者数等の情報や日常的な感染対策の重要性を防災無線などで、逐次周知するとともに、医療機関や社会福祉施設の負担軽減を図るため、マスクの防護服などの感染症対策用品の購入に対する補助、9月補正に計上させていただいております。

また、オミクロン株対応ワクチン接種につきましては、厚生労働省の審議会において、従来株ワクチンを上回る重症化予防効果や、短い期間であるものの、感染予防効果も期待されること、今後の変異株に対しても有効である可能性がより高いと期待されることが確認されており、医療機関のご協力を得て、10月より、オミクロン株対応ワクチン接種に切り替えております。

今後においても、国や県の施策と連携していくことはもちろん、郡内の感染者状況など、地域状況にも留意しながら、この対策に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

その前に、1点、ちょっと忘れてましたので総務課長に、これはもう時間があまりませんので、たぶん私の読み違いかどうか、非常時に備えてという、これ、出されてまして。

例えばペット等の、これ町でも大変問題になってくるところなんですが、そのこともお考えいただきたい。

時間ありませんので、考えておいていただきたいと思います。時間があれば、ありませんのでよろしく、何か答えたんですか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

時間がございませんので手短に。ペット等の避難に関しましても、昨年度の防災計画の変更によりまして対応できるようにということで準備をしておりま

す。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

分かりました。コロナの件は確かにおっしゃるとおり、国もきちっとした指針が出ないまま、いろんな意見が専門家もあるみたいで、ちょっと知りたかったのは、今までの土庄町のオミクロン株別として、軽症者がおよそ何人、それから重傷者が何人で、残念ながらお亡くなりになられた方が何人いらっしゃるかということも併せてお聞きしたかったんですが、時間がありませんので、もしよければ後で、私聞きに行きますので、ちょっと教えていただければと思います。

最後に1つだけ。さまざまな行政に関連がありますので、岡山県奈義町、この例がございます。人口が土庄の半分およそ5861名、奥町長です。町財政を増すための対策をしております。

町会議員の定数3分の2の削減、町職員120名から90名、ただ、町職員は土庄町では減らせないだろうということは私、分かっております。

そして、大学生に奨学金渡します。60万。帰ったら半分でいい。

それから、町予算40億のうちの15%、6億が子ども予算になっております。質問書は出してないです。だけど、関連がありますので、そういうふうなかたくなな態度じゃなくって、町民の皆さんおられますから、少し行政との関連がありますので、駄目と言わればやめます。

○議長（高橋正博君）

はい、やめてください。やめてください、質問以外は。

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

終わります。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

おはようございます。4番立憲民主党、鈴木美香です。

今日はちょっとたくさん質問しますので、さくさくさせていただきたいと思います。

では、まず1つ目、労働者協同組合に関する取り組みをお伺いします。

昨年の9月議会で、労働者協同組合に対し、町の取り組みを質問しました。そのときの答弁は、「国や県の進め方、考え方を認識した上で周知していきたい。

そのほか、先進事例を情報収集しながら、町の支援策の検討も考える」とのことでした。進捗はありましたか。

昨年も要望しましたが、働き方の多様性や、価値観、地域が高齢化し、縮小していくのは現実だし、待ったなしであります。課題は多く、難しいのも認識していますが、地方にとって、とても有効な制度と考えます。この制度の周知、勉強会など積極的に取り組んでほしいですがどうでしょうか。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

労働者協同組合とは、働く人が自ら出資して、運営に携わりながら、ともに働くという、協同労働を行うために法制化された組合で、多様な就労機会の創出につながるとともに、地域課題の解決に向けた組織手法としても有効であることが期待されております。

現在、厚生労働省では10月1日から、労働者協同組合法の施行に向けて、特設ポータルサイトの設置、また、全国フォーラムなどの開催などで、制度の周知を行っております。

また、労働者協同組合設立の届出等を所管する行政庁は、その主たる事務所の所在地に管轄する都道府県知事となっておりすることから、県においても、国と県と連携して、県内の関係者、関係団体等への周知等を行うこととしていると聞いております。

国や県による周知啓発は、まさにこれから本格化していくものと思われますので、町といたしましても、商工会、また、よろず支援拠点とも連携しながら、ホームページ、ポスター、リーフレット等により、制度周知、また、情報提供に努めるとともに、組合に関する相談等に関しましては、適宜適切に県の担当課へ引き継ぐなど支援をしてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

たいへん、これは考え方としては、すごく私は賛同しますが、なかなか周知というか、本当に何回も何回も勉強しないと、どういうことかというのは分かりにくいと思いますので、拙速にすぐにしてしてくれとは申し上げませんけど、とにかく、私は地方にとってはすごく有益な制度だと思ってますのでそっちの方向でぜひよろしくお願いします。

先日、本部の方が町長に面会に来てくれました。町長の現在の所感といいま

すか、お考えをお伺いしたいです。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

鈴木議員の質問にお答えします。

現在の、今の考え方としては、この土庄町の雇用状況等を見ましてですね、現在雇用が足りないという部分もありますので、ただ鈴木議員のおっしゃるこの労働者協同組合の考え方としては大変すばらしいものだと思います。ただ、現状を見てみると、大変難しいのではなかろうかと思っております。

それとですね、労働者協同組合が設立している部分で、大変すばらしい部分と逆に、雇用状況が逆に悪化したというような情報も得ておりますので、そのあたりも十分に調べまして、町として取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

そういう認識は、私も全くほぼ同じ意見なんですけど、これは時間がかかることだと思いますので、本当に長いスパンをかけてとにかく勉強して知っていくっていうことがまずは端緒かなと思います。よろしくお願ひします。

では、2つ目の質問にまいります。

国葬に対し、町、教育委員会の対応をお伺いします。1つ目、7月12日の安倍元総理の葬儀の日に、国、県、教育委員会などから弔意を示すなど何らかの要請はありましたか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員の1点目のご質問にお答えいたします。

安倍元総理葬儀の日における弔意につきましては、国・県ともに要請はございませんでした。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、教育委員会のほうからも鈴木議員のご質問にお答えいたします。

安倍元総理葬儀の日における国、県、教育委員会等からの町教育委員会に対する弔意の要請はございませんでした。以上です。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

ではなかったということを踏まえて②③を併せてお伺いします。

なかったということですけど、町内の小・中学校で弔意を示す半旗の掲揚、黙祷などを行ったか。

そして、9月の国葬に際し、政府からは国民、学校などに弔意の要請はしないとの報道がありました。個人が弔意を示すのは自由ですが、この国葬に土庄町行政として、決して半旗掲揚、黙祷など弔意を示すことをないように要請したいです。

要請がなかったということですけど葬儀のあれ、半旗の掲揚をしたかどうかから、ちょっとそのお答えをお伺い、すいません、先ほどの半旗掲揚、黙祷など弔意を示すことがないように要請したいのですが、教育長、町長、それぞれ答弁をお願いします。

○議長（高橋正博君）

港教育長。

○教育長（港育広君）

各小中学校での半旗の掲揚、黙祷についても行っておりません。

なお、今回の国葬に際しても小・中学校等において弔意を示す半旗の掲揚、黙祷などを行う予定はございません。以上です。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員の弔意の表明についてのご質問にお答えいたします。

現在、土庄町におきましては終戦や、東日本大震災など国の要請に応じまして、半旗掲揚や黙祷などの弔意は示しております。

今回の国葬におきましては、政府は弔意表明について、地方自治体に対し、協力を求める予定はないと明確にしているところでございます。町といたしましては、国葬を重く受け止めながらも現在のところ、独自に弔意表明を行う予定はございません。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

たいへん、いいです。この国葬は葬儀ではありません。法の下に不平等であり、また、政治的中立を欠く儀式に子どもたちを巻き込まないように要望します。

国葬の併まいは国家主義、全体主義に通じ、軍事的な色彩も感じます。

土庄町でミサイルによる避難訓練も予定されています。この件は、議会にも諮られませんでしたが、知らないうちにどんどん経過していることに強い危機感を覚えます。

土庄町は、「反核平和のまち」と宣言しています。その宣言に逆行しているかのではないかと思ってなりません。とにかく、子どもたちを守るために、将来のために、こういうふうなことは決して、してほしくないと要請します。

では、3つ目、旧統一教会について、1つ目、今問題になっている旧統一教会関係で、役場に困りごと、例えば高額寄付の強要の被害などの相談はありましたか。また、その窓口をお伺いします。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員の1点目のご質問にお答えいたします。

旧統一教会に限らず、困りごとや強要被害等に対応するため、消費生活相談窓口を総務課に設置しております。過去5年間の事例におきまして、高額寄付の強要の被害等の相談事例はございません。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

私も昨日、行政無線（防災無線）で今まで統一教会の相談を受けてるというの初めて知ってすみません、なので被るのでご容赦ください。もし、そういう相談があった場合どう対応するご予定でしょうか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員の2点目のご質問にお答えいたします。

町に、消費生活相談に関する困りごと等の相談があった場合は、その内容によって小豆県民センターにおつなぎするほか、必要に応じて法律相談や法テラスなどの弁護士、消費者庁の消費者ホットライン、人権擁護委員等をご紹介させていただいております。

また、先ほど鈴木議員からも言及がございましたが、この9月30日までの期間を旧統一教会問題相談集中強化期間として、合同電話相談窓口を開設し、集中的に相談に応じているため、防災無線において周知をしているところでございます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

島内での旧統一教会の活動や動向を知っていますでしょうか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員の3点目のご質問にお答えいたします。

島内での旧統一教会の活動や動向につきましては、特に町では把握しておりません。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

旧統一教会は宗教ではなく、反社会的詐欺集団であります。これは最高裁でも争われて判決されています。このようなカルト集団へ関わらないよう、接触しないよう、周知を徹底し、関連団体も公表する必要があると考えますが、どうでしょうか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員の4点目のご質問にお答えいたします。

現在法務省において、旧統一教会問題関係省庁連絡会議が開催され、関係省庁による連携した対応が検討されていると聞いておりますので、注意点や、関連団体の公表を含め、国や県の今後の動向を参考に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

40年ほど前、私の友人もこれに巻き込まれて2人ほど行方不明になっています。なので、これは時間をかけると被害者が増えるっていう現実的な問題がありますので、早急に対応していただきたいと思います。

5つ目、現在、町行政関係者が旧統一教会に関係しているかどうか調査はしていますか。また、する予定はありますか。関係している人がいたとしたら、どう対応されますか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員の5点目のご質問にお答えいたします。

現在、町の職員に対する調査は実施しております。個人が特定の宗教団体に関係しているかどうかということを、失礼いたしました。町職員に対する調査はしておりません。失礼いたしました。

個人が、特定の宗教団体に関係しているかどうかを調査することは、憲法で信教の自由が保障されている中で、個人の自由を侵害し差別につながるおそれさえあるため、非常に慎重にならざるを得ません。

しかしながら、今後、旧統一教会に対して解散命令が出されるなど、国において方向性が示されれば、適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

まさに、旧統一教会批判しますと必ず信教の自由の問題が出るんですけど、旧統一教会は宗教を利用した悪質な詐欺集団です。

ただ、おっしゃるように、解散命令が出てませんので、法的にどうしてもそこが隙間というかニッチになると思うんですが、旧統一教会は名乗らずに近づく手口なんです。これ以上被害者を生まないようにするために、町として、早急にというのを繰り返し言わざるを得ないんですがよろしくお願ひいたします。

では最後に、こども園のおむつ持ち帰りについてお伺いします。

①土庄町内のことども園、保育園では、使用済み紙おむつの持ち帰りはどうしていますか。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

町内こども園、保育園でのおむつの取り扱いにつきましては、こども園、公立のことども園、および瞳保育所におきましては、保護者におむつの持ち帰りをお願いしているところです。

一方、私立の土庄保育園につきましては、園で事業ごみとして処分しているとのことです。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

2つ目、以前からの決まり事だとお伺いしますが、使用済みのおむつの持ち帰りの意義は何でしょうか。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

再質問にお答えいたします。

持ち帰りとしている理由といたしましては、おむつを園で廃棄する場合は、事業系廃棄物として業者に回収していただく必要があり、その費用負担の問題が出てくることから、今のところは、持ち帰りをお願いしているところでございます。以上です。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

それに対してですが費用、今でも全国で問題になってますが、費用負担は月1万円程度ということで、かなり少額で廃棄できるというふうな実績が他市町では出ていますので、その件はもうちょっと考えていただきたいかと思います。

3つ目、都市圏では使用済み紙おむつの持ち帰り、廃止が課題としてあるとのことです、土庄町では問題になつていませんか。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

現在のところは、園や教育委員会にそのような声は届いておりません。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

私も若いお母さん方に何人かにお伺いしましたが、これが慣習、習慣化というか当たり前になり過ぎていて問題を認識していない。ただ、持つて帰るのがやっぱり負担であることは間違いないということは言ってました。

なので4つ目、さまざまな意見があるのは承知しています。しかし、保護者側、保育士側双方に負担があると思われ、持ち帰りにそれほど意義がないのであれば、この際廃止してもよいのではないかと考えます。

先日の毎日新聞の報道でも香川県は持ち帰り率が高く、全国ワースト3とのことです。お隣、愛媛県はゼロです。全国的に見ても、遅れているのではないかと思います。土庄町として、今後はどうお考えでしょうか。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

おむつを園で処分するとなれば、保護者の持ち帰りの負担や保育教諭がおむつを分別する負担の軽減などメリットがある一方、やはり事業ごみとしての改

修費用の問題が大きいだけに、直ちに実施できるという状況とは考えておりません。

今後は、おむつの取り扱いについて、どのような方法がベターであるか、費用負担の在り方などを含め、他市町の状況や課題の洗い出しなどを行いながら、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

先ほども申し上げましたけど、その事業系ごみで、やはり皆さんどの他市町もそこが問題だと言ってますけど蓋をあけると、月1万円、多くて大きなところでは2万円ということで、たいした負担にはならないという結果が出てるようなんです。なので、今、保育士の先生もすごく負担が多いし、今コロナの中ですし、お母さん方も常にお忙しいので、本人たちは習慣化してそんなに認識していないにしても、少しずつでも負担を軽くしてあげたいと、私は個人的には思います。以上です。

休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩といたします。再開は10時55分とします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時55分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

通告書に従いまして、1点質問いたします。

今回の質問は、町立学校給食センターの組織体制の実態と、アレルギー対応の必要性の考えを問いたいと思います。

国が定める学校給食法では、学校給食が児童および生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童および生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすことであることに鑑み、学校給食および学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実および学校における食育の推進を図ることを目的とすると定められております。

この法律に基づき町立学校給食センターは、わが町の大切な児童生徒に栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達を促すことを目的として行われるたいへん重要な教育活動であると認識しております。

岡野町長も3月の施政方針の中で、給食メニューのアレルギー対応に当たる職員を配置し、安全・安心な学校給食を配給することにより、児童および生徒の健康の維持、ならびに充実した子どもの活動を支援すると宣言しており、私も、わが町が、学校給食の重要性を再認識し、児童生徒の安全・安心のため、力を入れていただけるものと思っておりました。

実情は少し違うようありますので、何点か質問いたします。

まず1点目、現在、給食センターでは小学校、中学校合わせて何人分の給食を作り、配食をしているのか。そのうち、アレルギー対象児童生徒数、その割合、県下の状況を踏まえて、わが町の対象児童生徒は多いのか少ないのか伺います。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、三木議員のご質問にお答えいたします。

小・中学校の給食数につきましては、職員も含め、全体で1日約180食を提供しており、そのうち、すいません、880食を提供しており、そのうち、アレル

ギー対応者数は 44 人です。

全体に占める割合は 5% となっておりまして、県内では、多いほうに属すると認識しております。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

私が調べましたところ、アレルギー対象品目数には違いがありますが、市、広域を除く、町単独センターで配食数が 1 番多いのが宇多津町で 1 日 2000 食、うちアレルギー対象者数は 39 名、2%、次が、小豆島町 1030 食、対象者数 39 名、3.8%、3 番目が、わが町で、先ほども答弁ありました 880 食、44 名、5% となっており、県下で、アレルギー対象者割合が 1 番高くなっています。

また、宇多津町、小豆島町とも、アレルギー対応栄養士もしくは専用調理員を町費で配属させて、事故のないよう対応に当たっております。

2 点目にまいります。

町長が施政方針で述べたアレルギー対応職員の配置の状況と、その成果はどうのようになっているのか伺います。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

質問にお答えします。

アレルギー対応の職員の配置につきましては、9 月から土庄こども園との兼務の管理栄養士を給食センターに月 4 日配置しており、栄養教諭とともに、アレルギー対応業務に係る対応を行っております。以上です。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

新年度が始まりまして 4、5、6、7、8、で、9 月から月 4 日、兼務で対応業務に係る対応を行っているとのことであります、今日が 9 月 21 日、実質は 4 月以降、まだ何もしていないんじゃないですか。

アレルギー対応職員を配置し、安全・安心に力を入れると公約しておきながら、対象品目、アレルギーはいろいろなものがありますが、対象品目を 36 品目から 10 品目に減らしたと聞いております。小豆島町では、対象児童、全品目対象としております。

町長の言う、アレルギー対応政策に逆行しているのではないですか。

もう 1 つ、小豆島町では安全確保のため、アレルギー対応調理スペースを設けておりますが、わが町のセンターには、その調理スペースはありますか。伺

います。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

アレルギー対応の品目につきましては、今回4月から10品目にしたことについては、県内でも10品目以上の対応しているところは少ないため、給食センターからの申し出もありまして、4月より36品目から10品目に減らしております。以上です。

それから、すいません、もう1つの小豆島町での安全確保ですが、専用調理スペースですが、現在の学校給食センターにはアレルギー対応の専用調理スペースは設けておりません。以上です。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

単に、アレルギー対象割合を書類上、下げるために対象品目を減らしたのではないとは思いますが、この処置によって、センター配食におけるアレルギー事故のリスクは、軽減されましたが、アレルギー対応の事務は、事務の負担は全く軽減されておりません。

学校現場、保護者の負担は、給食センターがそこまでやらないふうになりましたので、保護者の負担や責任が高くなるのではないかと推察しております。このことをPTAのほうに十分お話をされたかどうか、後で私のほうにお知らせください。

また、学校給食法第9条衛生管理基準第3項の規定では、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、その改善にあたるため必要な処置を講じ、できないときは設置者に対し、その旨申し出るものとするとなっております。とにかく、現場の声を聞いて改善できるものは改善し、事故のリスクを下げるよう強く求めます。

3点目、現代社会における食生活の多様化、それに伴う免疫力の変化等でアレルギー対応は喫緊の課題であります。まして、学校給食の現場で事故でも起きれば大問題になります。

現状におけるアレルギー対応に関する教育長のお考えを伺います。

○議長（高橋正博君）

港教育長。

○教育長（港育広君）

失礼します。

先ほどの質問ですけども、アレルギー対応に関する考え方につきましては、

食物アレルギーの症状は、皮膚や呼吸器、消化器など、身体のさまざまな臓器に現れ、重大な場合は生命の危険にまで及ぶこともありますので、保護者、学校、給食センターが連携を密にし、アレルギー対応を留意させる体制を整えることで、子どもの安全を確保する必要があると考えております。以上です。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

重要であると、安全を確保するというお話でございます。

今まで、あらゆる事故の報告もなく、給食センターが運営してこれたのは、センターで働く栄養教諭、調理員の方々の努力のたまものだと感謝しております。

しかし、先ほども述べましたが、今回の変更で学校教育現場、保護者等を含めました事故が起きるリスクは高くなつたのではないかと考えます。

もし、事故が起きたときの、アレルギー事故が起きたときの責任の所在、対応組織を明確にお答え願います。

○議長（高橋正博君）

港教育長。

○教育長（港育広君）

万一、アレルギー対応等が原因で、児童生徒に何らかの事故が発生した場合は、まずは学校側が救急車等の対応を行いつつ保護者に連絡、教育委員会とともに対応を協議します。

責任の所在ということになりますと、給食センター所長は教育長でありますので、最終的には教育委員会が責任を持って対応することとなります。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

最終的には教育委員会が責任を持つということで、間違っても学校給食センターの現場の皆さんに責任がいかないように対処していただきたいと思います。

次に、今現在、学校給食センターの組織、職員の配置はどのようにになっているのか伺います。

土庄町立学校給食センタ条例では第3条で、給食センターに所長、その他必要な職員を置くとなっております。同規則では、第2条で所長、次長、係長、主任主事、栄養士、主事、調理師、調理員と明記されております。

すべて規則どおりにはいけないまでも、適正な人員配置が行われているのか伺います。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

給食センターの組織につきましては、所長、教育長ですが、除き、現在栄養教諭、管理事務員、それから調理員が11名と、先ほどの兼務の管理栄養士を加え、合計12人となっております。以上です。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

これで十分だと言えるかどうかは、後でどうに考えないかんと思うんですけども、私が、これも私調べました。土庄町立学校教育センターの職員の内情を説明いたします。

まず、現職の栄養教諭が1人、町の会計年度任用職員の事務員、以前の名称でいうなら臨時職員の事務員さんが1人、同じく臨時職員さんの調理員が9名、また、業務実績のない兼務の管理栄養士、この方も臨時職員であると思います。その合計で10人、現在の学校給食センターには、町の正規職員が1人もいないのが実態ではないですか。

この質問にあたりまして、小豆島町の給食センターの組織体制を伺いました。所長職に正規職員の副主幹が組織および事務全般を統括し、正規職の栄養士がアレルギー対応と献立を含めた栄養教諭の補佐。正規職の調理員が11人の会計年度任用調理員さんと調理現場の統括を行い、県職の栄養教諭とともに運営を行っているとのことです。小豆島町では、各部署に町の正規職員を配置して、児童生徒の安全・安心を守る体制を整えております。

わが町と小豆島町と、この町の運営体制の違いは一体何なのでしょう。

私は、ご存知のとおり昭和50年から平成29年まで土庄町に在職をしておりました。その間、給食センターには、町の正規職員は必ずおりました。責任を持って、上層部に意見の言える正規職員は、開設以来ずっと配属されていたものと思われます。

6年前に、給食センターから正規職員をなくし、県職の栄養士と臨時職員だけで運営するようになったのはなぜですか。

わが町の教育方針が変わり、教育委員会のほうから、「臨時職員だけで運営しても大丈夫」というような申し出があったのですか。そうでないなら、府内人事の都合なのか。教育総務課長、人事担当課長に伺います。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

6年前に正規職員が減員となったのは、特に、教育委員会のほうから減員を申し出たということではございません。以上です。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

平成29年度に、教育総務課の職員が1名減となっております。当時、一般行政職のうち、早期退職を含め退職者が7名に対し、新規採用が1名でございました。

そのため、やむを得ず、教育総務課のほか、税務課、福祉課、健康増進課、住民環境課、商工観光課の職員をそれぞれ減としたところで、その後も平成31年度まで職員数は減少傾向でございました。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

そういうことでありますと、本庁業務に支障がきたすから、子どもたちの安心・安全で、それまで学校給食センターを運営していたものを、この土庄町は、ないがしろにしたと言われても仕方ありませんね。はい。その当時ですね、私が記憶するところによりますと、センター長である教育長が、藤本教育長から下地教育長に変わりました。教育総務課長が、宮原課長から佐伯課長に変わられたんですかね。

中学校の校長は、たぶん下地教育長になられたんで、現在の港教育長さんじやないですか。そういうところで、新人の26歳の新任、栄養教諭が来たわけですよ。何が言えますか。「こうしてくれ、ああしてくれ」と、何が言えますかね。非常に、この町は、何を考えとるんかと。職員のOBとして情けないような気持ちでおります。

先ほども述べましたが、土庄町との違い、町立の給食センターでありながら、わが町の880食の学校給食を、県職の栄養教諭と臨時職員に負わせ、町は、見て見ぬふりをしているのが現状じゃないんですか。また、1人しかいない、栄養教諭も人間ですから、何があるやもわかりません。明日、事故に遭うやら、病気になるやらわかりません。まして、このコロナ禍の中、急な学級閉鎖に伴う配食の変更、業者の注文、変更依頼、余りにも1人だけでは、負担が大きいとは思いませんか。

教育委員会の職員の中で、正規職員の中で、学校給食のことを分かつたる職員おられますか。

わが町の児童生徒の安全・安心に関わる給食を配膳する責任は、開設者である土庄町にあると考えるのが当然でございます。栄養教諭が、長期離脱したと

きの学校給食を、遅滞なく安全に配食する体制について、当然、マニュアル化されておると思いますので、その体制の説明をお願いします。

ちなみにですが、私がある方を通じて、香川県学校教育委員会に栄養派遣の栄養教諭が、有事の際の加配の有無について調べていただきました。

県教委の考えでは、栄養教諭に加配の余裕はなく、開設者である土庄町で対応するのが基本であるとの回答でございました。至極、当然なことだと思います。その対応策について説明をお願いします。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

栄養教諭が長期に不在となった場合ですが、まず、主任の給食調理員を衛生管理責任者に任命いたしまして、給食を作ることになると思います。なお、献立等の、そちらのほうの作成等については、現在、土庄こども園勤務の管理栄養士に兼務していただくことが現在考えられます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

給食センターの現場の主任、調理員さん、臨時さんですよね。土庄町こども園の兼務の管理栄養士さん、いまだに業務実績はないですよね。その方が、毎日の880食分給食献立、ねえ、今も言いましたけども、コロナ禍で、明日学校、学級閉鎖どうのこうのいうような対応ができるんでしょうかね。甘いと思いませんか。十分反省していただきたいと思います。

最後に、町長、教育長に、学校給食ならびに給食センターの現行体制に対する認識と今後の考え方を伺います。

まず、港教育長は一昨年まで土庄中学校校長をしておられました。

現在、センター長として児童生徒を守る責任者となりました。県職員としての学校側の給食センターに対する認識、また、開設者として町側の考えをあわせ持っておられると思います。ご答弁をお願いします。

○議長（高橋正博君）

港教育長。

○教育長（港育広君）

現行体制に対する認識と今後の考えにつきまして、現行体制にはまだ不十分な面があり、なお検討の余地があると思っておりますので、今後も引き続き、安心・安全な給食を提供していくために、給食センターでの人材の確保や充実に向けた職員配置等について、町長部局と協議していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

全くすべてにおいて不十分だと思います。今の答弁を、私は納得がいきません。今の現状を回復・改善するには、回復するのが教育長の責務です。十分わかつておられると思いますが、あなたは教育長であり、学校給食センターのセンター長です。責任を持つ正規職員を配置していない以上、あなたが現場の声を聞き、実情を踏まえた上で、町長部局に対し、物を言わずして今後の改善はないと考えますので、必ず行動に移していただきたいと思います。

岡野町長は、わが町の最高責任者であります。常々、町民の安全・安心の実現を重要施策に掲げ、希望に満ちたまちづくりの実現に向けた施策を実行する責任があると思います。岡野町長はこの問題をどのように認識し、どのように改善していくのか、ご答弁をお願いします。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

三木議員のご質問にお答えいたします。

三木議員のご指摘のとおり、次代を担う子どもたちの健やかな成長を保つためにも、安心・安全な給食の提供は非常に重要なものと考えております。そういった観点から、私といたしましても、引き続き、給食センターにおけるアレルギー対応の充実等につきましては、現在、栄養士等募集しておりますが、そこで給食センター運営できるかどうか、教育委員会とも協議の上、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

私のこの質問により、学校給食センターの運営が、現在どれほど危ういものか。児童生徒の安全・安心を守ると言いながら、実態はどうであるか。小豆島町との大きな格差、これが、この質問により町民、PTA保護者の知るところとなりました。

前向きに検討したいとの答弁であります。それで、保護者が納得するのでしょうか。この質問の答弁、質問答弁の内容は、今、傍聴に来られておる方のみならず、後日、録画配信され誰もが視聴できることになります。今、ここで必ず組織体制、改善をすると約束していただけると思いますが、いかがですか。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

はい、先ほども申しましたとおり、栄養士を今募集しております。そのあたりで、それと、月4日の栄養士という方がですね、申し訳ないんですけど、まだ現在仕事をしておりません。そこから、仕事をしていただいた際にですね、そのあたりで情報を得ながら、その調理の状況、それから体制がどうかというところを見まして、その後、教育委員会と検討し、確実な体制をとっていきたいと思います。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

給食センターの事故は、いつ、明日起きてもおかしくないんです。うちの町の880、生徒数880人かどうかわかりません。毎日、今の環境で、今からも作らすわけですか。しっかりしてくださいよ。ねえ。

私もこの質問をした以上、言いつ放しにするわけにはいきません。必ず政策として、給食センターの人員の配置改善に向けて、次の最終の3月議会で、新年度までにどういうふうにするのか質問いたしますので、十分に協議をしていただきたいと思います。

そして、今現在、非常に綱渡りの状態で給食センター運営されておるのが分かったんですから、ねえ、今すぐにでも何らかの処置をするというぐらいのことは言うてくださいよ。そうじゃないですか。町長、言えませんか。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

三木議員のご質問にお答えします。

今すぐにですね、その処置をするといいましても、給食センターに関しましては専門的な部分がございますので、幾ら募集してもすぐ来てくれない状況にございます。そのあたりで今すぐにというような答え、返答はできませんので、そのあたりをご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

町長の言われることはよく分かります。町長も大変やと思います。

だけど、皆さん方だけでできないんであれば、われわれがおるじゃないですか。相談したらどうですか、「こんなしたいんや、あんなしたいんや」と、われわれも協力しますよ。こんなして、きつい質問したくはありませんよ、はっきり言うて。

町がそういう姿勢であるのなら、前向きに何とかせないかんなと思うんが、われわれに伝わっとんであれば、ここにおける議員みんな協力しますよ。それがないからこういう質問が出るんでしょう。違いますか。

とにかく、子どもたちの安心・安全、毎日の880食の給食、この安全を守るために、町は、今すぐにでも努力してください。よろしくお願ひします。質問を終わります。

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

7番、濱野です。

本日、一般質問の機会を得られましたので、通告書のとおり、2点質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、障害者福祉施設整備の考え方についてお尋ねいたします。岡野町長は議員時代に、グループホーム設置に向けた施策の提案、提言を何度も一般質問で行ってまいりました。私も非常に、重要な問題であると感じ、その施策の実現に寄与したいと考えております。

当時から、町長が提言していたとおり、今も、障害のある子の将来を心配する保護者や関係者の声は非常に多く、切実な問題であります。障害者の実情は、町長もおっしゃられたとおり、1人では生きていくことは困難で、周りの支援が必要であります。

現在、障害者支援学校が整備されており、令和5年4月に香川県立小豆島みんなの支援学校が開校予定であります。

障がい者学習の基盤は改善されようとしておりますけれども、卒業後の心配は、先に述べたとおりであります。支援学校を開校するために、障害者の保護者有志が団結し、誘致運動を展開しました。また、福祉課を含めた関係各所、小豆全域の方が協力して開校を推進されました。

私も少しその中で活動しており、その過程では、すべての人の意見が一致しておらず、どんな学校形式がベターなのか、真剣に議論をしておりました。また、開校までのスケジュールを考えますと、自分の子どもは間に合わないという保護者もおりました。

しかし、将来のためにには必要だと、一緒になって、この事業を行ってまいりました。考え方や、必要なことが違う人たちが、少しでも多くの人の障害者教育の充実になることを考え、多くの関係する団体、組織や個人が一体となって活動した結果が、県教委を動かしたなと思います。

支援学校開校が目の前に迫り、町長という立場になった今、改めて議員時代

からのグループホーム設置の意思を確認するとともに、土庄町としてのグループホーム設置の考え方をお伺いいたします。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

濱野議員のご質問にお答えいたします。

グループホームの設立につきましては、現在、小豆圏域において、障害者福祉事業の中核的役割を担っている社会福祉法人、ひまわり福祉会と精力的に協議を行っているところでございます。

高齢化および重度化が進む障害者の親亡き後の生活基盤としてのグループホームの不足は、小豆圏域における重要課題の一つであると認識しております。

小豆島町ともすり合わせをしながら、新たなグループホームの設立に向け、本年5月から、3者で具体的な協議を開始いたしました。

ひまわり福祉会からは、施設運営の状況や課題のほか、今後必要になると見込まれるサービスや機能についての考え方などを聞きするなどした上で、現在は、両町が提示したグループホームの候補地の中から、ひまわり福祉会に適地を検討してもらい、具体的な条件や施設概要面についての協議をしている段階となっております。

今後のスケジュールといったしましては、今年度中に、施設の設置場所、施設規模等を取りまとめ、令和5年度には、補助金の交付申請を行い、首尾よく採択されれば、6年度の施設建設、7年度中の開設を目指し事務を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

担当課長からは、実質協議中であると、また、7年度開設を考えているというふうなことでございました。

町長も、過去、たぶん議員になられてから、ずっとこのことに取り組んでこられてきたのかなというふうに思っております。町長のご意見も、ぜひお伺いしたいというふうに思います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

濱野議員のご質問にお答えいたします。

グループホームの設置については濱野議員が今おっしゃったとおり、私、議員時代から何度も質問させていただきました。そのところで、実際、町長とし

て動き出したところ、土庄町だけではグループホームの設置に対してのスピード感が持てないというところで小豆島町のほうに投げかけたところ、同じ思いで、小豆島の島内でグループホームの設置に向けて進めていきたいということありますので、今担当課長が申しましたとおり、第三者での検討を進めておる状況であります。

私いたしましては、早急にグループホームを設置したいと思っておりますので、何とぞご理解の上、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

非常に具体的な方向で進んでいるというふうには考えておりますが、ただ支援学校のときにお話ししましたとおり、すべての人を救うということは非常に難しいというふうに考えております。

しかしながら、一歩でも進まないと、その他の人も救えなくなってしまうというふうに思っております。

どのような規模になるのかは、今、たぶん協議中であろうかと思いますので差し控えさせていただきますけれども、先の支援学校の連携もありますが、ことの連携も必要になるのではないかなどというふうに思います。実質、どのような程度の障害者の方が、子どもたちがいるのか。たぶん、グループホームになりますと、どの程度のことができるか等々も、知っておく必要があるというふうに思っております。

そういうふうなことも考えますと、これから支援学校との連携、情報共有は必要であるというふうに思いますけれども、現在、支援学校との情報共有等々の状況につきましては、どのようになっているのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

支援学校との連携につきましては、こちらのほうも、社会福祉法人ひまわり福祉会が、現在、放課後等デイサービス事業を行っております。こちらのほうで支援学校の開校によりまして、利用者の状況やニーズが変わってくる可能性があることから、ひまわり福祉会にて、開校後の対応や体制についての検討をしているところでございます。

社会福祉事務所（障害福祉事務所と後で訂正あり）と支援学校との連携によりまして、特別支援教育の充実が効果的に図られますよう、町いたしましても、必要な支援を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

支援学校との人数の関係につきましては、今現在、私どもではまだ把握はしておりません。

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

はい、これからやっていくことは、種々あろうかと思います。また、これは後の質問にありますけども、教育委員会等々の連携も当然必要になってくるというふうに考えております。

町長もおっしゃられたとおり、ぜひ実現に向けて、できるだけ早く開設していただけたことが、その次につながるというふうに思います。

開設することが終わりではありませんで、そこからが始まりでもあるのかなと、たぶんソレイユができたときに、非常にすばらしいことができたなというふうに思っておりますけれども、その次に続くことであると思いまし、それをどんどん継続していくことが必要であるというふうに考えますので、ぜひよろしくお願ひをいたします。

続きまして、2点目の質問をさせていただきたいと思います。

土庄町の今後の教育への考え方と、学校運営の考え方はということで、以前、下地教育長になられたときも、同じような質問をさせていただきました。

地方教育行政の組織および運営に関する法律の改正により、地方行政における教育委員会制度が大きく変わりました。それまでは、教育委員会の中で、教育委員長は互選で選ばれており、教育長は、実質事務的な立場がありました。それが、教育長は教育委員長職となることを、改正により法律に盛り込みました。教育委員長職となる教育長の任命者は町長であります。これまで曖昧であった教育行政における責任の所在が明らかになるとともに、教育委員会の地方での権限が大きくなり、教育委員会の重要性と責任が増したと考えます。

しかし、このことは、町独自の教育施策を行いやすくなつたとも考えられると思います。例えば、教科書の選定は、町独自で判断できるようになつたと聞いております。教育委員会で、定めた教育方針に沿って、独自の教育ができるのではないかでしょうか。具体的に可能かどうかは、その政策によって違つてくると思いますし、まだ私も勉強不足で、どの程度のことができるかとまでは把握をしておりません。

そのような中、わが町では、教育基本法のもとに、土庄町教育基本大綱があり、土庄町教育憲章もあります。これらを踏まえた上で、これまで土庄町の教育を考えて、さまざまな教育行政を行ってきたと思います。

町長が新しくなり、教育長も新たに任命された現在、今後の土庄町の教育への考え方と取り組みをお聞きいたします。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、濱野議員のご質問にお答えいたします。

土庄町の教育への考え方につきましては、教育基本大綱の中で、教育のすべては子どもたちの未来のためにあると認識して、子どもたちが健やかに成長し、地域や社会を担う資質を身につけることを目的に、視野が広くスケールの大きい人間の形成を図っていることとしています。

今後もこの考え方に基づき、さまざまな教育施策および学校運営を行ってまいります。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

新しくなられました港教育長にもお考え方をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（高橋正博君）

港教育長。

○教育長（港育広君）

失礼します。今後の土庄町の教育ですが、知・徳・体の調和のとれた子どもを育てることは無論ですが、ICT 教育の推進および次世代に小豆島土庄町の良さを伝えられるとともに、ふるさとへの愛着と誇りを持てる子どもの育成に努めたいです。

そして、多くの子どもたちが、一度は島を離れるでしょうが、この小豆島土庄町に帰ってきたいと思える子どもを 1 人でも多く育てていきたいです。そのために、島に帰ってきたいと思える人づくりと環境づくりが重要だと考えます。

土庄町に残る素晴らしい伝統文化を知る学習、自然体験学習等に努めるとともに、生涯にわたって学べる場、体験できる場、運動できる場を大切にしていきたいと思います。島だからできないでなく、島でもできる、いや、島だからこそできる教育に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

たいへん素晴らしい考え方だというふうに思います。

私も先に述べたとおり、教育委員会として、土庄町らしい独自の教育施策を

しっかりと考えていただきたいなというふうに思います。

少し内容が変わりますけれども、土庄町教育憲章は昭和39年に制定されており、個人的には素晴らしい内容だというふうに考えております。

しかしながら、39年の、70、60年近くたった憲章となっております。教育委員会といたしましては、この憲章は今の時代に即しており、必要として考えておられるのかをお聞きいたします。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

教育憲章につきましては、議員ご指摘のとおり、昭和39年に制定されたものであります。この憲章に掲げた理念は、現在にも通じるものがあり、普遍的な教育の在り方を指示したるものとして、今後も大切に取り扱っていくべきと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

非常に必要であるというふうな考え方でございます。

しかしながら、前回にも質問させていただいたのですけれども、ホームページに掲載されているのは、たしか土庄中学校のホームページだけであったように思います。

ぜひ、土庄町のホームページも掲示していただき、広く町民にこのことを知らせたいなというふうに思います。

この憲章は私が考えるのは、町民も協力して教育を行い、町民も生涯にわたって学習し、教養を高める教育行政を行うというふうなことだというふうに理解しております。

その点に関しましては、教育委員会としてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

教育憲章の広報につきましては、学校関係の施設等においては、教育憲章を掲示し、常に目視できるようにしておりますが、多数の住民の方の目にするようには必ずしもなっておりません。従いまして、濱野議員ご指摘のとおり、今後はホームページに掲載するなど、一般の町民の方にも、教育憲章に改めて触れていただき、親しく受け止めていただけるような機会をつくっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

もしも、時代が変わって、ニーズが変われば変更することはやぶさかではないというふうに考えております。ただ、その意見を聞くためにも、広く広報する必要があるというふうに考えます。ぜひ、よろしくお願ひいたします。

あと、もう1つ、大きな教育行政の課題と考えるのは、過去に一般質問したとおり、ここ2年間の出生数は約50人でありました。聞くところによると、今年度も50人を下回るというふうに考えられております。

最初は、コロナが、出生数の低下の大きな要因に考えられるのかなというふうに考えておりましたが、3年間もこの傾向が続いているということは、以前の一般質問での原因の、要因と指摘された回答に、婚姻数の少なさが挙げられておりました。

その後、この問題をどのように検証したのかはわかりませんが、さまざまな要因が重なってのこの結果だと思います。個人的には、子どもを産み育てる世代が少ないということが根本的な原因ではないのかなというふうに思っております。これは、簡単に改善されることは考えられず、この傾向は続くと予想される中、学校運営にも大きな影響があると思います。

この出生数を考えると、10年後の中学校に入学する生徒は50人前後であります。

それから3年間は、間違いなく50人前後の入学者というふうになります。

これは学校運営をする上で、教室、教師の数等々に大きな影響があり、子どもの学校での選択肢が限られてくるというふうに思われます。

この現実を踏まえた上で、今後の学校運営、10年後を見越した学校運営、今の考え方が必要であるというふうに考えますけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

今後の学校運営につきましては、確かに議員ご指摘のとおり、この3年間の出生数は50人前後と推移しており、今後の教育活動への影響が懸念されるところであります。

しかし、例え1学級の児童生徒数が少なくなった場合でも、1番重要なことは教育の質の低下を招かないことであると考えております。

そのためにも、地域の方々が参加する学校運営協議会での意見を踏まえながら、学校と地域が総ぐるみで子どもの教育を考え、質が高く、特色のある、生

き生きとした教育を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

さっきの三木議員の質問とも多少かぶるかと思いますけれども、教育委員会としてどのように子どもを教育していくか。また、安全安心の面もありました。

そこをしっかりと基盤を作つておかないと、それにのっとった教育行政は行えないのではないかというふうに思います。今現在どうなっているか分かりませんけども、教育委員会というものは、そのための組織ではないかなというふうに思います。

教育長が教育委員長となられた、今、教育委員会でもありきたりのことを計画するのではなく、また議論するのではなくて、将来を踏まえた、現実を踏まえた、教育行政についての議論を行つていただきたいというふうに考えますけれども、そのあたり教育長ほか、どのようなお考えでしょうか。

○議長（高橋正博君）

港教育長。

○教育長（港育広君）

各学校の教員数というのは、公立義務教育諸学校の学校編制および教職員定数の標準に関する法律によって決められております。ということは、生徒数、また学級数が少なくなりますと、定数が少なくなるというふうな状況です。

しかし、この定数以外にも、各学校の諸事情によって加配教員が増配置されます。この加配教員が少しでも多く配置されるよう、県教育委員会に今後、要望していきたいと考えております。また、現在これらの教員以外に町費で講師を土庄中学校では2名、土庄小学校が1名、豊島小学校では1名配置しております。これも、今後、継続して配置していきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

教育予算がよく語られまして、教育予算は、町が少ないというふうな話をよくお伺いいたします。しかしながら、教育予算は、教育者、学校の先生の給料も教育予算でありますので、少ないことはないというふうには考えております。

ただ、先ほどおっしゃられた、町独自で加配の先生をしていただいているというふうなことは私も存じ上げております。子どもたちのためには必要であるというふうに思っております。それは、根本的には、教育委員会、また、町執行部の教育の在り方、根本がしっかりしているからであるかなというふうに思います。

三木議員の質問にかぶせるつもりはありませんけれども、必要であるためには、必要な予算を措置するというふうなことが必要であります。

ぜひ、子どもは、地域の宝だというふうにおっしゃっておりますけれども、そのあたりしっかりと頭に念頭に置いて、教育行政を行っていただきたいなどいうふうに思います。

町長にも、お聞きしたいなというところがございます。というのは当然、教育長の任命者は町長でございます。教育行政全般の責任の所在は、最終的には町長に返ってくるというふうなことでございます。ぜひ、町長のこれからのお育に対する考え方をお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

濱野議員の質問にお答えいたします。

私の考え方といたしましては、担当課長のほうからお伝えしたとおり、子どもたちの未来のために、教育のすべては子どもたちの未来のためにあると認識して、教育行政を進めてまいりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

ありがとうございます。

最初の町長の施政方針の中にも、確かに盛り込まれておったというふうに考えております。これから小豆島、大変な時代に、もしかしたら突入していくかもしれませんけれども、われわれがしっかりと将来を見据えた教育行政を行うことが必要であるというふうに考えます。そのためには、いろんな知識を出しながら知見を出しながら、いろんな人の協力をもとに行っていくことが必要であると思います。

先に述べました、障害者支援学校が設立されたことも、一つの良い事例ではないかなと、一丸となって、同じ方向を向いてやっていくということは県、また、もしかしたら国をも動かせることはあるかもしれません。

ぜひ、そういう気概を持って、土庄町の教育行政に当たっていただきたいと、いうことふうなことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

休憩

○議長（高橋正博君）

ここでお昼の休憩といたします。再開を 13 時 00 分といたします。よろしく

お願いいいたします。

休憩 午前 11 時 54 分
再開 午後 1 時 00 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。

○議長（高橋正博君）

2 番 井藤茂信君。

○2 番（井藤茂信君）

2 番、井藤です。

今日は、2 点について質問させていただきます。まず 1 点目、移住者についてお伺いいたします。

土庄町において、移住者定住促進および少子化対策として空き家バンク、家賃補助事業等を実施している。その制度を利用して移住してきている方がおられると思いますが、移住者について、年間どれぐらいの方が移住してきておられますか。お願いします。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

井藤議員のご質問にお答えいたします。

移住者数の実績につきましては、直近3カ年では、令和3年度が187世帯250人、2年度が161世帯、204人、元年度が175世帯、234人となっております。

この把握方法につきましては、転入手続をする際に、任意でアンケートをお願いし、ご回答いただいておるものを集計いたしております。以上です。

○議長（高橋正博君）

2番 井藤茂信君。

○2番（井藤茂信君）

その中には、移住して何年かして転出していった方もおられると思うが、どれぐらいの方が出ていったのか。また、小豆島土庄町に希望を持って移住してきたが、何らかの理由によって転出していったと思うが、その理由等について追跡調査は行っておられますでしょうか。お願いします。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

再質問にお答えいたします。

移住された方がその後にどのくらい転出されたか、とのお尋ねにつきましては、移住された方に限定した転出数となりますと、はっきりとした数字は把握しておりません。

しかしながら、移住定住促進活動を連携して行っておりますNPO法人Totie（トティエ）の分析によりますと、移住後、5年以内に島を離れる方は約4割から5割、そのほとんどが就業世帯でありまして、転出理由として最も多いのが、転職による仕事の都合とのことであります。また、土庄町におきましても、今年度から転出された方の状況を把握分析し、今後の事業に生かすため、転入者同様、転出手続きにこられた方に対し、任意でアンケートをお願いしております。その集計結果では、4月から8月末時点で53名の回答数があり、そのうち、土庄町居住年数が通算5年未満の方が17名がありました。

転出理由として最も多かった回答が、先ほどと同じく、仕事の都合で11名、約65%と、仕事が理由で島を離れる方が多いという結果となっております。以上です。

○議長（高橋正博君）

2番 井藤茂信君。

○2番（井藤茂信君）

今の結果を今後の課題として、移住促進事業に活かしていただきたいと思います。

その次に、移住促進について独自のPR、広告等はどのように行なってますでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 烏井基史君。

○企画財政課長（烏井基史君）

お答えいたします。

移住促進についての町独自の PR についてでございますが、小豆島町および NPO 法人 Totie（トティエ）、また、地域おこし協力隊 2 名とともに官民連携して、移住定住促進に取り組んでおります。

PR の主な取り組みとして、移住を検討している人や移住者を対象に、さまざまな角度から小豆島を知っていただき、移住、定住促進へつなげることを目的に制作、発行いたしました移住ガイドブック 3 部作、また、SNS を使って小豆地域への移住に関する最新情報のほか、島暮らしに関するお知らせを随時更新しております。加えまして、島内各地域の魅力を伝える動画制作も昨年度から進めており、現在は、四海地区編が完成し、ユーチューブに掲載、戸形地区編の編集を現在進めておるところでございます。

ほかにも、全体の移住プロモーション動画をイベントで公開するなど、視覚的な訴求を強化しております。

また、都市部での移住セミナーの開催、移住フェアへの参加なども行っており、今年 6 月には東京、7 月には大阪、そして、先日 9 月 1 日には、3 年ぶりに東京で小豆島単独移住セミナーを開催いたしました。その様子を紹介いたしますと、定員 30 名に対し、応募者 32 組 36 名、当日参加者人数 23 組 27 名と小豆島への関心の高さが表れた結果となりました。

秋以降も、移住フェアへの参加や移住ツアーの開催も検討いたしております。以上です。

○議長（高橋正博君）

2 番 井藤茂信君。

○2 番（井藤茂信君）

今回、新しく協力隊の方が移住促進担当として 1 名加えられたということで、土庄町にとって、人口減少対策、移住対策は重要であると考えられます。

定住人口、関係人口の増加施策についてさらなる活動、施策の検討をよろしくお願いします。

続いて、2 点目の質問ですが、農地付き空き家の購入について、お伺いいたします。

移住者等の方が、農地付き空き家を購入したい場合、隣接している畠、菜園とかですけれども、農地法の許可基準があり、同時に購入できないことが考えられます。

このような場合に、何か対策は考えられますでしょうか。お願いします。

○議長（高橋正博君）

農林水産課長 塩見康夫君。

○農林水産課長（塩見康夫君）

井藤議員のご質問にお答えいたします。

農地付き空き家の購入につきましては、農地の取得にあたり、農地法に基づき取り引きできる農地の下限面積が定められていることがネックになる場合がございます。これは、耕作面積が余りに小さいと、生産性が低く農業経営が効率的かつ安定的に継続できないことが想定されるため、農地面積が一定以上でないと許可できないとするものでございます。

土庄町における下限面積は 10 アールとなっております。

一方で、農林水産省においては、農業とほかの仕事を組み合わせる、いわゆる半農半 X をはじめ、幅広い人材の就農を促し、農地を取得しやすくするため農地法を改正し、農地取得時の下限面積を撤廃しようとする動きが具体化しております。

下限面積が撤廃されれば、農地を取得しやすくなることで移住者の方が農地付き空き家を購入することも、現在よりも容易になると思われます。

町といたしましては、今後の動向を注視していくとともに、購入できなくても就農できる方策を検討するなど、移住者に寄り添いながら対応策を探ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋正博君）

2 番 井藤茂信君。

○2 番（井藤茂信君）

土庄町においては、農業従事者の減少、高齢化により農地が荒れ、耕作放棄地が増えております。

移住促進事業と併せ、移住者の方が定住して農業に携わり耕作放棄地、荒れた畠の解消となる施策を農地法の法改正があると言われましたけども、ほかの政策とかと併せて検討いただきたいと思いますので、これからよろしくお願いします。以上で質問を終わります。

○議長（高橋正博君）

1 番 小川務君。

○1 番（小川務君）

こんにちは。許可をいただきましたので、小川務が 9 月定例会一般質問をさせていただきます。

質問内容は 1 点。高齢者、障害者の方のごみ出し支援についてお聞きしたいと思います。

高齢化社会や核家族化の進展等に伴い、高齢者のみの世帯が増加するにつれて、家庭からのごみ出しに課題を抱える方が多くいらっしゃいます。こうした傾向は、今後数十年にわたり続くものと見込まれ、従来の廃棄物処理体制から高齢化社会に対応した廃棄物処理体制にシフトしていく必要があると考えます。

平成 29 年、2017 年の 4 月に国立社会保障人口問題研究所が公表した日本の将来推計人口の推計結果によると、日本の総人口は減少する一方、65 歳以上の高齢者は増加し、令和 18 年、2036 年には 33.3% と、3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者、令和 47 年、2065 年には高齢化率が 38.4% に達し、国民の 2.6 人に 1 人が 65 歳以上と推計される。

そこで 1 つ目の質問です。

全国の高齢化率は先ほどの数字であるが、土庄町の現在の 65 歳以上に占める一人暮らしの町人口は何%か。

また、今後 20 年先の 65 歳以上に占める一人暮らしは、町人口の何% と推計されるか。65 歳以上の一人暮らしの数字が困難であれば、65 歳以上の方、男女です、の割合でもいいので教えてください。よろしくお願ひします。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の町人口に占める 65 歳以上の一人暮らしの方、いわゆる独居高齢者のパーセンテージについてでございますが、令和 4 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳での総人口は 1 万 3151 人で、うち 65 歳以上の高齢者は、総人口の 43.6% に当たる 5733 人、また、そのうち独居高齢者につきましては 1057 人で、総人口に占める割合は約 8% となっております。

また、20 年後の町人口に占める独居高齢者のパーセンテージにつきましては、令和 3 年 3 月に策定いたしました第 8 期土庄町高齢者保健福祉計画および土庄町介護保険事業計画におきまして、今から 18 年後の令和 22 年、西暦で申しますと、2040 年の人口推計を行っておりますので、この推計値を用いますと、総人口は 8596 人で、うち 65 歳以上の高齢者は、総人口の 49.5% に当たる、4251 人と推計しております。

そのうち、独居高齢者となりますと、予測は非常に難しいと考えておりますが、過去 20 年間の伸び率が 4% であることを当てはめますと、総人口に占める割合は 12% 程度、1031 人となる見込みとなります。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

1 番 小川務君。

○1 番（小川務君）

今課長がおっしゃったように、土庄町も全国の高齢化率と同様あるいはそれ以上に、高齢者の方が増えると予想されます。このような社会変動に対応するために、今現在の土庄町の生活ごみを出すのが困難な方の取り組みを確認したいと思います。

土庄町には、民生委員の方が 51 名、ホームヘルパーの方が 39 名、社会福祉協議会、土庄町ふれあいサービス事業の家事サービス、こちらは有償になります。それと、ボランティアの方で対応していると思います。地区によっては 1 人で、多数の高齢者の方の相談や要望を聞いている民生委員の方もいます。

また、高齢者になってから、土庄町に U ターンをされ、近隣住民の方に知られていない年配者の方もいらっしゃいました。このような状況では、ごみ出し困難者の対応が十分ではないと考えます。

そこで、環境省が令和 3 年 3 月に発表した高齢者のごみ出し支援制度を紹介したいと思います。

高齢者のごみ出し支援制度は、平成 11 年、1999 年以降に導入が進み、香川県内でも同様の取り組みをする自治体があります。

直接支援をするパターンとして、地方公共団体が直接に、高齢者の自宅のほうにごみ出しを支援する方法、コミュニティ支援型、地方公共団体が自治会や NPO などの支援団体等へ補助金を支援し、支援団体が行う高齢者等世帯のごみ出し支援を後押しする制度があります。

今後の土庄町の状況を考え、高齢者、障害者の方のごみ出し支援のニーズ調査、制度設計、導入計画はありますか。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

小川議員の再質問にお答えいたします。

高齢者障害者のごみ出し支援につきましては、これまでも、地域包括支援センター、あるいは、先ほどお話にもありましたように町直営、居宅介護支援事業所のケアマネジャー等によりますニーズの把握に努めてきたところでございますが、本年度はさらに、第 9 期土庄町高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画策定のために 2 つの調査、具体的には、介護予防日常生活圏域ニーズ調査および在宅介護実態調査を実施する予定しております。

この 2 つの調査の中にごみ出しを含む外出支援に関する項目を設けておりますので、より正確なニーズが把握できるものと考えております。

なお、ごみ出し支援の導入計画につきましては、まず、現状から申し上げますと、先ほども議員からありましたように、介護保険サービスや、障害福祉サービス制度によります支援の必要性が認められれば、ホームヘルパーによるご

み出し支援を受けることができます。

また、社協が実施しております土庄ふれあいサービス事業においても、ごみ出しサービスの利用が可能でありますとともに、自治会、民生児童委員、介護予防センター等によるインフォーマルなごみ出し支援も行われているところでございます。

こうしたことから、町といたしましては、現時点では、町が直接ごみ出し支援事業を行うことは考えておりませんが、現状の公助共助の取り組みのマッチング支援や介護予防センターなど、サービスの担い手養成支援などを充実させるとともに、今年度実施予定の調査結果等を踏まえまして、今後の施策を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

1番 小川務君。

○1番（小川務君）

ありがとうございます。

現在は考えていないということですが、調査をいろいろしていただけるということが分かりました。

まず、導入に当たってなんですね、ニーズですね、実態調査、利用者の要件や支援の範囲の決定、運用体制および部局間、地方公共団体、外部機関との連携などの作成が必要だと思います。

とくに導入に当たり、大きな問題は支援制度の経費であると考えます。

こちらに関しては、総務省（環境省）のほうに確認したところ、地方交付税として令和元年度に開始された高齢者等世帯に対するごみ出し支援制度を活用して、経費に充当できると聞きました。

心身の衰え、その他、近隣住民のサポートを得られずに困っている高齢者や障害者の方が安心して暮らせる環境をつくることが、町の責任であると思います。ごみ袋を持って坂道を登ったり、足に障害を持った方にとては大変な労力になります。

また、ごみ出し支援制度のメリットとして、声かけ等による安否確認ができます。熱中症、トラブル等があった場合にいち早く気づくことができると思います。ぜひとも、本制度の導入、あるいはニーズ調査、現在活用している制度の充実を図り、土庄町が一体となって、前向きな対応をお願いしたいと思います。私からは以上となります。ありがとうございます。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

8番、日本共産党、福本耕太です。

早速、1つ目の質問に入らせていただきたいと思います。今後の土庄町の事業計画について町長の認識をお伺いいたします。

再開発型ハード事業、いわゆる大型建設事業ではなく、住民生活支援型のソフト事業、つまり医療福祉教育の事業に予算を優先的に配分する町政を求めるいと思います。

具体的に、旧土庄庁舎や旧学校校舎などの再利用や再開発を急ぐ声が一部の人から出されていますが、これ再開発や建設、取り壊し、リフォームなど、こうしたハード事業は、1つに数千万円から数億円の費用がかかる事業となります。

今、住民生活に必要なのは、こうしたハード事業ではなく普通に生活するのに困っている人を支えるソフト事業であり、ソフト事業の多くは数百万円から多くて数千万円で実現できるものばかりです。企業誘致や観光客の呼び込みなど、希望的観測に基づく大型投資ではなく、失礼いたしました、大型投資は、長期的には財政運営も困難にさせます。

今、住んでいる人が、「この町に住んでいて良かった」と、安心感を持てるようなソフト面での充実こそが、今必要な政策だと私は考えますけれども、町長のお考えを問いたいと思います。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

町有施設の多くが昭和50年代に整備され、築40年から50年を経過している中、人口減少や少子化により、こども園の開園、小学校・中学校など、施設の統廃合を実施してまいりました。

使用しなくなった施設につきましては、費用対効果および将来の在り方を見据えることを前提に、財産の有効活用を図ることで、さらなる住民サービスの向上につながる可能性が残されております。

これらに加え、町民の皆さまが安心して生活を送れ、住み続けたいと思えるようなまちづくりを行うことも重要であります。そのためには、目の前の課題を解決する短期的視点はもとより、将来につながるような中長期的な視点によるソフト事業を検討し展開していくことが欠かせません。

町財政の安定にとって極めて重要な、交流人口の増加や地域経済の活性化を図りつつ、生活に欠かせないさまざまな住民ニーズにこたえるため、引き続き徹底したスクラップアンドビルトによる事業内容の精査および費用対効果を検証することにより、効果的な予算編成を行いたいと考えております。以上です。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番 (福本耕太君)

今議会にも提案されておりますけども、渕崎小学校のトイレを洋式にするとか、こうした住民生活の中から出てくる、ハード事業といいますか、再開発事業について私は否定をしているわけではありません。

こうした細やかな住民生活に密着した建て直し等については、進めていけばいいと思いますし、私が言っているのはですね、旧庁舎、こうしたものを取り壊しを行うとか、それから、今後、どこかの企業誘致のために、建物をリフォームするとか、そういう希望的観測のための大型開発っていうやり方っていうのは時代に合わないようになってるんじゃないかという点におきまして、こうしたことを行なうとしているのかどうか。

それとも、今そういうことは考えていない。むしろ、住民生活に密着した、ソフト事業に力点を置こうと考えているのかどうかということを町長に問うておりますので、町長の答弁を求めたいと思います。

○議長 (高橋正博君)

岡野町長。

○町長 (岡野能之君)

福本議員のご質問にお答えいたします。

再開発型ハード事業よりも住民生活支援型ソフト事業に予算を優先的に配分すべきとのご指摘でございますが、私は、どちらかを優先すべきというものではなく是々非々で考えていくべきだと思っております。

ハード事業は、一定期間で完結しますが、ソフト事業は継続していく必要性があります。また、ハード事業にも、住民生活を支援するためのものが多くあり、ソフト事業にも、再開発の促進などを期待して実施するものがございます。

さらにはハード事業とソフト事業が組み合わさって、事業目的を達成する場合もあるほか、経済効果等も考慮した場合に、一概に再開発型とか、住民生活支援型とかに区別できるものとも限りません。

議員がおっしゃるとおり、希望的観測に基づく安易な大型投資などはあってはなりませんが、要は、バランスが重要であると思っており、私といたしましては、事業の目的や効果、必要性や緊急性、緊急性という部分で具体的に福本議員が土庄町舎、また旧学校などとご指摘されましたので、そのことについて、お答えいたします。

土庄町公共施設等総合管理計画では安全確保の実施方針として、公共施設における安全確保は利用者の安全を確保し、資産や情報の保全を目的とした要件です。点検・診断等により、高度の危険性が認められた公共施設等に対しては、老朽化等により供用が廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設に対しま

して、総合管理計画や個別、すいません、個別計画に基づきスピード感を持って安全対策や除去を推進しますとあります。

そのようなところで福本議員もご存じのとおり、公民館、中央公民館のところでコンクリートの剥離、また、剥落が起きているところで、前年度でしたか、前前年度でしたか、費用が発生してると思います。

そのようなところで現在の庁舎、また、旧庁舎ですね、そこから廃校に対しましても 40 年から 50 年たっていることもあります、いつ、剥離、剥落が起きる可能性があるかもしれません、というのは、間違いなく起きると思っております。

コンクリートの寿命が大体 50 年から 60 年というところで、そのようなところでも旧庁舎はとくに通学路に面しており、また広場であるため、子どもが遊んでいる状況も見られます。

そのようなところに対しまして、今から使わない施設に対して修繕費用だとか、検査の費用を要することは私はしたくありません。

そのようなところで安全性、それから住民生活を守るためにも早くですね、撤去、また、除去を行いたいと思っております。

そのようなところで、事業のタイミングを図りながら、財政状況、補助金等の状況、他制度の状況などさまざまな観点から総合的に勘案し、ハードとソフトの両面から町の施策を推進してまいりたいと思っております。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

先ほど私言ったんですけども、必要な部分で、もちろんハード事業しないといけない部分あります。渕崎小学校のトイレの例も出しました。剥離している、その壁を危ないので撤去するとか、それは当然しなければならないことです。

私が言っているのは、再開発型の大型公共事業っていうのは優先すべきじゃない、そういう時代にはもうないんじゃないかということを言ってまして、町長自身がそれをやるというふうにおっしゃってないんですね、今から。

ただ、前町長、三枝町長のときに、自治体型事業とか、それから大型公共事業で住民理解が得られない、議会でもまともに議論されてない事業がどんどんやらされました。こういうことは、もうやるべきじゃないというふうに思いますし、先ほど言いましたけども、本当に今、高齢者が増えている、生活困窮者が増えてる、所得年収 200 万円以下の世帯、住民税非課税世帯が非常に増えてるという中で、住民の暮らしを守るということが実生活を守っていくと、命を守っていくということが非常に重要になっている、自治体の役割としては。

そういう中ですね、前町長がやってこられたような、開発型優先というような、行政を続けていくのが駄目ですよと、それよりもむしろ、住民の生活を

守るような、政策に切り替えていってほしいという意味で述べておりますので、そういう安全対策とか、そういうことで言つてゐるわけではないです。理解はしていただいてると思いますけれども、そういう意味では再開発型ということをやろうとしてるんであれば、それはやめていただいて住民生活のほうにしっかり軸足を置いていただきたいということをお願いして 1 つ目の質問を終わりたいと思います。

2 番目の質問に入ります。

旧統一協会が事実上運営している、「ピースロードイン香川」について、実行委員長として、平井卓也衆議院議員が深く関わり、顧問として、香川県選出の自民党議員が全員、自民党国会議員が全員、深く関わっている事実が明らかになりました。

こうしたもとで、岡野町長は、「ピースロード 2022 イン香川」において、土庄町長として後援を依頼され、これを承諾していることが明らかになりました。

これについて問いたいと思います。ピースロードの顧問にはなったのでしょうか。まず 1 つ目の質問として、答弁を求めたいと思います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

ピースロードの顧問につきましては、文書等では正式な依頼を受けておらず、就任しておりません。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

土庄町として後援を行つてゐるけども、顧問にはなつてないということですね。

2 つ目の質問に入ります。

旧統一協会による活動は、宗教活動と全く異質の反社会的、詐欺的行為であるとの最高裁判決が確定しております。

旧統一協会が反社会勢力であるという認識は、岡野町長には後援の際、あつたのでしょうか。認識があつたのかどうか、問いたいと思います。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

後援した理由、まずのところの部分について事務局のほうからお答えさせていただきます。

後援の承認につきましては、土庄町が行う共催・後援および協賛に関する承認事務取扱要綱に基づきまして、申請団体やその事業内容により判断しているところです。

今回、後援申請のあった「ピースロード 2022 イン香川」について、その事業の目的は、自転車でつなぐ日韓友好と世界平和、コロナウイルス終息祈願というものであり、平和を願う活動、とくにウクライナの平和を願うとのことで、3月議会では、議員提案によるウクライナ侵略を非難する決議もあったことから、後援の趣旨に沿うものとして後援を決定しております。後援決定時には、旧統一協会の関係団体という情報はなく、認識もございませんでした。

なお、この後援につきましては、後日、実行委員会より申請取り下げの申し出があり、取り消しをしております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

町長ですか。岡野町長。

○町長（岡野能之君）

私といたしましても、今課長からの答弁のとおり、自転車でつなぐ日韓友好と世界平和コロナウイルス収束祈願というところのことを申し上げておりましたので、反社会勢力という認識はございませんでした。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

旧統一協会が反社会勢力という認識というのは、この後援の依頼の申し出があった段階で、町長にあったかどうか、旧統一協会が反社会勢力だという認識があったかどうかということをお伺いしております。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

旧統一協会が反社会勢力という認識については、私はございませんでした。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

ということは、そもそも統一協会が反社会勢力だということで最高裁の判決を受けて、そういう詐欺集団であるということ自体は知らなかつたということでおろしいでしょうか。

はい、ほんなら、結局、後援してゐる団体とかそういうところを見ても、旧統一協会の名前がたくさん出ておりますけども、それを見ても分からなかつたということになるわけですね。

そしたら、次、質問りますけども、今、課長が言われたように内容だけを見て、どういう団体がやってるかということの団体については調べずに、やつてることだけを見て後援を行ったという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

後援の承認につきましては、申請団体やその事業内容により判断しております。そのため、今回の後援申請に限らず、申請書に記載されている後援予定の団体については、その実際の調査までは行っていないということでございます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

岡野町長が統一協会に対する認識理解が全然なかつたと、知らなかつたということは分かりました。それに対して、総務課長、町の執行部としては統一協会が反社会勢力であるという認識はありましたか、なかつたですか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

私のほうも、反社会的勢力という認識はございませんでした。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

もう一度聞きますけど、土庄町の総務課長だったり、土庄町の行政が統一協会に対して、反社会勢力だという認識はなかつたんでしょうか。総務課長だけじゃなくて、他の副町長や総務課長が、企画課長が、会議されてると思うんですけど、これ40年前から、非常に危険な団体だということは言われてきておりまし、最高裁の判決も出てる団体なんだけども、それを土庄町行政自治体として知らなかつたということでよろしいんでしょうか。

○議長（高橋正博君）

山本副町長。

○副町長（山本浩司君）

福本議員ご指摘のとおり、旧統一協会の布教活動が違法性があるというふうに確定した判決、2001年の札幌地裁判決があり、それが最高裁までいったというような事実につきましては承知しておりますが、一方で、適法に宗教法人格

を有している団体を反社会的勢力と決めつけてしまうまでの根拠は持ち合わせておりませんでした。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

では、お聞きしますけれども、土庄町に後援の承認を求めて持つてこられた資料の中に出ている団体、統一協会関係の団体なんですけども、この団体存在してません。インターネットで調べても、責任者の名前も住所も電話番号も全部出ておりません。そういう団体が持ってきた後援の依頼、私は普通は受けないと思うんですけど、統一協会がそういう宗教法人として認められていると。

しかし、最高裁で詐欺行為が判決が下っているという条件の下だったら、普通だったら、「この団体、香川県、一体どこにあるんだろう」というふうに調べると思うんですけども、お聞きしたいんですけど、これ全く調べてないんでしょうかね。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

後援の予定の団体は調べておりませんが、実行委員会のほうはホームページもございますので、そちらのほうは確認させていただいております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

ちょっと信じがたい話ではあるんですけども、普通だったら後援団体で団体そのものの名前書いてありますよね。だけど、それが存在しない団体、現実的には存在しない団体だったら、普通は調べてその段階で何かおかしいなというふうに思って後援するかどうかの前に、「この団体どこにあるんですか」というふうに、実行委員会等に聞くと思うんですけども、それも、行われていなかったということが明らかになりました。

町長にお伺いしたいんですけども、先ほども述べましたように自民党の国会議員さんが全員名前を連ねているという状況で、実行委員長平井卓也氏。顧問に、自民党香川県選出の自民党の議員さんがおられたということで、そこで、言うたら後援することに対して、言うたらお墨付きが与えられたというふうに考えられて、後援を行ったという背景ってのはあるんでしょうか。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

この件につきましては、先ほど申しましたように、会の目的が自転車をつなぐ日韓友好と世界平和、コロナウイルスの終息祈願ということでありましたので、後援を受けたというところで、自民党の議員が後援についていたりということは何ら関係ございません。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

はい、分かりました。

そしたら、お聞きしたいと思いますけど、今後ですね、旧統一協会等のこうした反社会勢力に対しての、こういう要請があった場合どのような態度を示そうというふうに考えているか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員の質問にお答えいたします。

今後ですね、今後お付き合いするかどうかというところでございますね。

反社会勢力として認められたのであれば、これは憂慮すべきことであり、そのことを考えて、今後は検討させていただきます。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

今の発言だと統一協会が反社会勢力だという認識は、いまだに岡野町長の中にはないというふうに私とらまえたんですけども、統一協会が反社会勢力ではないというふうに今お考えなんでしょうか。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

反社会勢力という部分に関しては、今、現在報道等により統一協会のやられたことというのが明るみになっておりますので、反社会勢力としては認めざるを得ないような状況にありますが、私といたしましては、反社会的勢力については、その形態が多様であり、また、その時々に社会情勢に応じて変化し得るものでありますことから、あらかじめ限定的かつ統一的に定義することは困難であると考えております。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番 (福本耕太君)

先ほど副町長のほうから、札幌の最高裁の判決文が出ました。統一協会っていうのは、宗教団体ではなくて、宗教を偽った詐欺集団であり、反社会勢力だというのは、最高裁の判決でも出てるんですよね。

これ非常に大きな問題なんですけど、土庄町として、行政として、統一協会に対してどう向き合うかという問題で、まだ反社会勢力であるという認識もない、お付き合いもしていくかもしれないというような答弁があつたとなれば、これはとんでもないことですよ。

そういう認識でよろしいんでしょうか。

それとも、お付き合いしませんと、最高裁の判決をしっかりと受け止めますという認識を持ってそういう立場に立つのか、どちらなんでしょうか。よく分からぬんですけど。

○議長 (高橋正博君)

岡野町長。

○町長 (岡野能之君)

福本議員の質問にお答えいたします。

現在のところ、土庄町民の不安をあおるような事案であるようなことですので、すべてに対してお断りしたいと思います。

○議長 (高橋正博君)

8番 福本耕太君。

○8番 (福本耕太君)

すいません。ちょっと意味が分からなかつたんですけど、もう1回お願いします。

○議長 (高橋正博君)

岡野町長。

○町長 (岡野能之君)

反社会勢力とは定義されていないと私は思っておりますが、土庄町民の不安をあおるようなことであれば、今後このような団体との関係があるようなことはないようにする方向で進めたいと思っております。

○議長 (高橋正博君)

8番 福本耕太君。

○8番 (福本耕太君)

岡野町長、それ非常に、今の答弁は大きな問題を抱えていると思います。

日本全国で統一協会というのは、もう反社会勢力ですよと、やってきてることでね。いうのが、もう、明らかになってるわけですよ。だから、それに対し

て自民党の国会議員が 100 何十人関わってると、それに対して問題なってるんですよ。その前提となっている統一協会が、反社会勢力かどうかも分からぬというふうにおっしゃるというのは、これはちょっとね、認識として恐ろしい認識持たれてるなというふうに私思います。

次の質問の中でね、聞こうかなと思ったんですけど、政治や行政の中に統一協会が入ってくることについて、根を広げようとしてくることについて、私は、これはもう異常な事態だと思うんですけど、今の町長の答弁だったら質問する前にもう答えが出てるんですよね。やろうとしてることが良いことであるんだったら、いいでしょうと。

だったら、反社会勢力がいいことを、自分たちのプラスアピールをするために、いろんなことをしようとした場合、何でも受け入れますよという話になってくるんですよね。

ほな、土庄町行政に反社会勢力がいろんな反社会勢力が手を広げていくことができますよということになるわけです。ちょっとその認識は、私は非常に町長として甘いと思います。もう少ししっかり勉強してください。これは、統一協会については。このまま、ずるずるいったんでは、非常に危険です。そこをちょっと、述べておきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

それと併せて、もう質問するというよりも、お願ひしたいと思うんですけども、町としてですね、統一協会の被害に遭われた方を調査、それから、被害者救済についての窓口なりをつくってほしいと思います。それやっていくことによって、統一協会が何やってきたんかっていうことが明らかになりますので、余計分かると思うんですよ。町長自身の認識も広がってくると思いますので、ぜひ、被害者救済のための窓口をつくって実施していただきたいと思います。

時間もありますので、次の質問に入りたいと思います。

次の質問ですけども、奨学金支給と憲法遵守義務についてということで、これまで何度も、町の奨学金制度の中で、今のやり方は憲法 13 条および 11 条に違反してるのでないかという質問を行ってきましたけども、教育委員会および町長からまともな答弁がありません。

もう一度、答弁求めたいと思うんですけども、それ以前にですね、憲法 99 条に対して土庄町の行政、町長も含めて、教育委員会も含めて、どのように認識しているかということを問いたいと思います。もう基本中の基本です。行政のイロハのイです。

憲法 99 条とは何かについてお話しします。憲法遵守擁護義務といいます。そのまま読みます。

天皇または執政および国務大臣、国会議員、裁判官、そしてこの後、その他の公務員がこの憲法を遵守し、擁護する義務を負うというふうに書かれている

のが憲法 99 条です。

公務員が憲法 99 条を守らないとどうなるか。行政は、全くでたらめな方向に進んでいきます。迷走して、その結果、住民の命・生活・人権は守られません。強いて言えば、独裁的な、異常な、法治国家にあり得ない自治体になっていくということになります。だからこそ憲法 99 条というのは、憲法を公務員の教科書にしなさいということを 99 条で義務として求めております。

これに対して町長および教育委員会の認識をまず問いたいと思います。こういう認識、これに対する認識どのようにお持ちでしょうか。答弁を求めます。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

憲法 99 条は、公務員等の法令尊重擁護義務を課しているものということで当然、擁護する義務はあるというふうに、今もしているというふうに認識しております。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

議員のご質問にお答えします。

課長が今、申し述べたとおり憲法 99 条は、公務員等に憲法擁護義務を課しているものであります。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

いやいや、説明は私がしてるんですよ。だから、私が聞いてるのは、町長はこの憲法 99 条を守らなければならないんですよという、責任を持って、そういう考えを持ってるかどうかということを聞いてるんです。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のおっしゃるとおり、守るべきものだと思っております。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

守らなければならないもんだというお答えがありました。であるならばですね、次の質問に入りますけども、憲法は公務員の教科書である。常に憲法を横

に置いて公務員は行政を行わなければならない。町長も、常に憲法を横に置いて行政を進めなければならぬということになりますけど、私はそういうふうに認識しておりますけど、同じ認識かどうか町長に問いたいと思います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

それでは、次の質問に入ります。

奨学金の支給の件について憲法99条を遵守するためには、憲法13条および11条に基づく制度にするために奨学金制度の予算を拡充する必要があるんじやないかという質問をしております。

今の奨学金制度、親が町税を滞納してると、その家の子どもが奨学金を借りられないというやり方というのは、基本的人権は個人にあるとする憲法13条に違反してゐるんじゃないかという質問をずっと行っておりますけれども、教育委員会および町長のどちらでもいいんですけども、認識を問いたいと思います。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

まず、憲法の11条に照らし合わせていきますと、この憲法の条文の中に、「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことができない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」、この将来の国民に基本的人権が与えられるということは当然、教育を受ける権利も、将来の子どもたちになければならない。奨学金の制度も、その教育を受ける権利をバックアップするものですから、当然継続されなければならないところは考えております。

そういう内容から、憲法11条のこの部分を引用しましたが、違反していないと、そのように考えております。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

憲法13条はどうなんですか。国民、「すべて国民は、個人として尊重される」と書いてますよ。私が言ったのは、すべて国民は個人として尊重される。その上で、個人の基本的人権は誰にも侵害されることはないって書いてあるんですよ。何で、親が町税を滞納してるとどうか、子どもの奨学金の制度借りられる

かどうか決まるんですか。

子どもは個人じゃないですか。制度を使う権利って子どもにあるわけじゃないですか。子ども一人一人があるわけでしょ、ちゃんと13条読んでくださいよ。個人として尊重されるって。どこに世帯として尊重されるって書いてあるんですか。私が言うてるのはそこですよ。すべて国民は個人として尊重される、個人として尊重される基本的人権はね。これは誰に、誰からも侵害されないって書いてあるんです。今の制度、憲法違反じゃないですか。

それとね、今ね、将来の国民に与えられると書いてあるんだけど、その前、現在及び将来の国民に与えられるって書いてあるんですよ。現在の国民に与えられてないんですよ。なのに、将来の話してどないするんですか。

私は、現在の話をしてるんですよ。ここちゃんと書いてますよ、現在の国民に与えられる。真面目に答弁してください。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

現在の将来の国民に与えられるについては、ちょっとお答えいたします。

現在の子どもたちにも学習を受けていただく、さらに将来の子どもたちにも受けさせていただきたい。その両方を継続的に行うためには、やはり必要な、担保が必要になるというような理解でこちらはやっております。以上です。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

憲法違反じゃないかどうかって聞いてるんですよ。

今、奨学金制度の話してるんじゃないんです。それずっと言ってるんですよ。ちゃんと真面目に答えてください。もう答えないということは、憲法違反であることを認めてるんですよね。

町長どうですか、これ憲法違反じゃないですか。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

質問の内容をですね、奨学金のことについて憲法違反かどうかということは私はお答えできません。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

町の制度を利用するには、個人の権利やはり個人の基本的人権ですよね、個

人の。すべて国民は個人として尊重されるとあって、個人の基本的人権は、これは侵すことができない永久の権利として国民に与えられてるっていうふうに憲法11条に書いてあるんですよ。だけど、個人として尊重されてないんですよ、子ども自身が。親の世帯の所得によって決まってるんです、これ。これは憲法違反じゃないですかってことですよ。13条に違反してませんか。13条に違反して、11条に違反してるということは、この奨学金制度をつくるにあたって、憲法26条、教育の、すべての国民に教育を享受するということに基づいてつくったこの奨学金制度そのものが、ちゃんと憲法どおりの制度になっていない、憲法に基づく制度になってないってことになるんですよね。要するに不備があるってことですよ。きちんと子ども全員に、支給すれば、憲法どおりの制度です。その一文が入ってるから、親が町税を滞納したら、子どもには奨学金貸しませんってそういう一文が入ってるから、憲法に違反しますよって私言ってる。違うんだったら違うきちんと、こうこうこうだから違うというふうに説明してください。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

確かに13条、「すべて国民は、個人として尊重される」とありますが、一応奨学金は制度の中で成り立っているというところもありまして、すべての申請者が奨学金が借りられるという制度には条例上なっておりません。一応、審査をして、借りるようなことになっている。

だから、生まれながらにして持っている権利というふうに基本的人権はあります、それが俗に言う、平等権とかそういう自由権とかいう話ではなくて、制度の上に成り立つというようなものではないかと考えますので、これを条文に直ちに、奨学金制度がもう憲法違反だというのは、言いにくいんじゃないかなと考えています。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

すべての制度、法令っていうのは憲法に基づいてつくられるんです。この制度っていうのは憲法違反でつくられてる制度ですか。違いますよね。土庄町の条例っていうのは、条例なり制度というのは、憲法に基づいてつくられてます、すべて。ってことは、すべて憲法に基づく個人の権利として認められるはずです。

もう1つ質問したいと思ってますけど結論だけ言います。

きちんと、基本的人権を守るように、憲法を守れるように制度を改善するた

めに予算を増やしてください。

例えば、いろんな事情で返せない人が出ました。欠損処理しなければならない状況があります。

そういう状況に対応できるように、これ教育委員会だけで対応できる問題じゃありませんので、奨学金制度の予算をきちんと充実させる。憲法どおりの奨学金制度にするように、きちんと町長のほうで予算化してほしいということを求めていきたいと思います。

最後に、1つ質問します。答弁を求めたいと思いますけれども、難聴者に向かって、補聴器の補助の実施、以前にも質問しましたけども、土庄町今どのように考えているか。どのように進めているかについて質問したいと思います。答弁求めます。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

高齢者の方で、地域包括支援センターに相談されたことで、耳鼻科を受診し、この制度の対象になった方が多くいらっしゃいますので、まずは、地域包括支援センターでの丁寧な相談や制度の周知、啓発を行ってまいりたいと考えております。

現在、香川県をはじめ四国地方におきまして、独自の助成を実施している自治体はございません。町といたしましては、引き続き、全国や県内自治体等の動向を注視するとともに、ニーズの把握などに努めながら、制度拡充の必要性等につき、引き続き研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

以上で、質問を終わります。

○議長（高橋正博君）

これにて、一般質問を終了いたします。

討論、採決（議案第1号～議案第3号、議案第5号～議案第6号）

○議長（高橋正博君）

日程第3、議案第1号 令和4年度土庄町一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

補正予算全体については必要な予算が設けられているというふうに思います。

1点、マイナンバー制度の実施にあたっての予算が入っておりますので、マイナンバー制度については反対をいたします。

町民の個人情報をしっかりと守れない、および何か問題が起きたときに土庄町だけで責任が負える問題ではありません。手に余る事業であり、これは町の信頼を大きく損なう可能性もありますので、これについては反対をいたします。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（高橋正博君）

10番 井上正清君。

○10番（井上正清君）

委員会の中で十分に審議した結果、原案のとおり可決すべきものとの結果が出ておりますので、賛成といたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（高橋正博君）

3番 鈴木美香君。

○3番（鈴木美香君）

私も全体的には賛成なんですけれども、商工観光課に所管する販路開拓支援事業 650 万円、先ほどから奨学金ですか、私が申し上げましたおむつの処理ですかそういう生活に必要な事業には、予算がないと言われまして、こういうふうにどういう見込みが出るかわからないのを、ふわっとしたのを、補正予算に上げるっていうのは疑問であり反対で、もう一つ、マイナンバーについては、まだセキュリティーが全然信用できませんので、以前から、反対してますので反対です。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって、討論を終了いたします。
これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 1 号については、反対がありますので起立によつて採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よつて、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 4、議案第 2 号 土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもつて討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よつて、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 5、議案第 3 号 令和 4 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもつて討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第6、議案第5号 土庄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

これもマイナンバー制度を推進するための条例改正になりますので、反対いたします。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（高橋正博君）

10番 井上正清君。

○10番（井上正清君）

委員会の中で十分に審議をした結果、原案のとおり可決すべきものとの結果が出ておりますので、賛成といたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

私も、マイナンバー関連のあれなので反対です。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号については、反対がありますので起立によつて採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よつて、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第7、議案第6号 土庄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもつて討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よつて、本案は、原案のとおり可決されました。

議員の派遣

○議長（高橋正博君）

日程第8、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣については申出書が提出されております。詳細については、印刷配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第126条の規定により、議会の

議決を経ることになっております。

お諮りいたします。お手元に配布いたしておりますとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続審査申出

○議長（高橋正博君）

日程第9、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員長からお手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査申出があります。

本件請願第1号 香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書の提出を求める請願は、閉会中の継続審査結果報告において、総務建設常任委員長から継続審査との報告を受けております。

お諮りいたします。総務建設常任委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、総務建設常任委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会中の継続調査申出

○議長（高橋正博君）

日程第10、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第74条の規定により、各委員会の委員長からお手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

○議長（高橋正博君）

訂正があります。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

先ほどの濱野議員からの一般質問の答弁の中でですね、社会福祉事務所とお答えいたしましたが、発言の訂正をさせていただきます。障害福祉事業所というかたちで訂正させていただきます。よろしくお願ひいたします。

閉会

○議長（高橋正博君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和4年9月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠に、お疲れさまでした。

閉 会 午後2時18分

地方自治法第123条第2項による署名議員

土庄町議会議長（高橋正博）

同議員（鈴木美香）

同議員（福本達雄）